

よこぜ 地域子ども育成プラン
～人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は
子どもの未来を拓く～

横瀬町次世代育成支援地域行動計画
(後期行動計画：平成22年度～平成26年度)

平成22年3月

横瀬町

はじめに



子どもたちの健やかな成長は、ご家族の願いだけでなく、社会全体の願いでもあります。

全国的に少子高齢化が進行しており大きな問題となっています。1人の女性が一生に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は、国レベルでは1.37と、ここ数年回復傾向にありますが、横瀬町においては平成20年に1.14となっており、依然として低い状況です。

横瀬町では「人と自然と文化が織りなす“よこぜ”は子どもの未来を拓く」を基本理念とし、次世代育成支援対策推進法に基づき平成17年度に「次世代育成支援地域行動計画（前期計画）」を策定しました。

この間、ファミリー・サポート・センター事業や一時保育事業の実施、地域子育て支援センターの開設、こども医療費受給対象者の拡大など住民の期待に応えながら事業を展開してまいりました。

近年、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変様や社会情勢の変化に伴い子育て支援に対する要望等も多様化しています。

このため、横瀬町では、若い世代の人たちが子どもを安心して産み育てることができ、子育ての貴重な時間が楽しく充実したものとなるよう、地域全体で子育てを応援する体制を整えるため、前期計画を見直し、平成22年度から平成26年度までの後期計画を策定しました。

今後、この計画内容の周知や多様化するニーズの把握に努め、サービスの向上を図るための体制基盤づくりに取り組み、町民が住みやすく、子育てにやさしいまちづくりを推進してまいりますので、関係各位並びに町民皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査及びヒアリング調査にご協力をいただきました皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました横瀬町次世代育成支援対策地域協議会の委員の皆様に対し厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

横瀬町長 加藤 嘉郎

目次

第1部 総論

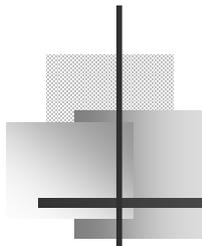
第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置づけと性格.....	2
第3節 計画の期間.....	2
第4節 計画の対象.....	2
第5節 後期行動計画においてふまえるべき事項.....	3
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況.....	5
第1節 町の概況.....	5
第2節 子ども人口の推計等.....	9
第3節 アンケート調査による主な結果概要.....	10
第3章 計画の基本理念・方針.....	20
第1節 計画の基本理念.....	20
第2節 計画の基本方針.....	21
第3節 施策の体系.....	23

第2部 各論（具体的施策・事業の展開）

第1章 地域における子育ての支援.....	31
第2章 母子の健康の維持及び増進.....	35
第3章 子どもの居場所・体験活動の充実.....	39
第4章 健やかな成長を支える教育環境の整備.....	43
第5章 仕事と子育ての両立と子育て家庭への支援.....	47
第6章 安心して子育てができる生活環境の整備.....	51
第7章 目標事業量の設定.....	55
第8章 計画の推進.....	56

資料編

1. 横瀬町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱.....	59
2. 横瀬町次世代育成支援対策地域協議会名簿.....	60
3. 横瀬町次世代育成支援地域行動計画策定経過.....	60
4. 横瀬町における主な子育て支援事業.....	61
5. 用語説明.....	63



第1部 総論

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

わが国では、1970年代の半ば以降、出生率の低下によって少子化が進んでおり、2008（平成20）年の合計特殊出生率は1.37と3年連続で回復しているものの、依然として人口置換水準を大きく下回る状況が続いています。

少子化の背景としては、核家族化や女性の社会進出、個人の結婚観や価値観の多様化など様々な要因がからみあっており、こうした少子化の進行は、子どもと家庭を取り巻く環境面や地域社会の活力の面でも好ましくない影響を及ぼすことが懸念され、平成6年の「エンゼルプラン」の策定以降、様々な施策が国によって展開されてきました。

平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」では、すべての地方自治体及び一定規模以上の企業に、平成17年度から10年間に集中的・計画的な少子化対策を推進するための地域行動計画の策定が義務づけられ、本町でも平成17年度から平成21年度を計画期間とする横瀬町次世代育成支援地域行動計画（前期行動計画）を策定し、子育てを支援するまちづくりに向けた取り組みを推進してきました。

さらに、国においては、平成16年に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、それを基に平成17年度からの5か年計画として「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。さらに平成19年に『「子どもと家族を応援する日本」重点戦略』がとりまとめられて、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「仕事と子育ての両立と家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2つが、今後進めるべき重要な取り組みとして示されています。

この後期行動計画（以下本計画という。）においては、国による新たな指針を盛り込み推進していくとともに、秩父の山あい位置する横瀬町の現状を把握し、子どもを産み育てる若い世代が安心して子育てを行い、ここを故郷に育っていく子どもたちが健やかに育っていくためのよりよい環境づくりに向けて、生活実感に対応した支援対策をさらに推進していく必要があります。

本計画は、策定に先立って実施したアンケート調査の結果などをふまえ、前期行動計画の事業体系について見直しを行い、平成22年度から平成26年度における施策の基本方針と事業内容を定めたものです。本計画に基づき、家庭、学校、地域社会、関係団体、事業所等が連携して、子どもを生み育てやすく、子どもが健やかに育つ横瀬のまちづくりを図っていくことが期待されるものです。

第2節 計画の位置づけと性格

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく法定計画であり、平成17年度から10年間の次世代育成支援のための集中的・計画的な取り組みについて、国の「行動計画策定指針」及び県の「埼玉県子育て応援行動計画（平成22年度から26年度まで）」をふまえた横瀬町の行動計画（後期行動計画）と位置づけられます。

また、本計画は「第5次横瀬町総合振興計画」を上位計画とし、その他の各種関連計画との整合性を図りながら策定したもので、母子保健計画の内容を含むとともに、町のあらゆる分野で子育て支援策を展開し、子どもを生み育てやすいまちづくりを推進していくための指針となるものです。

第3節 計画の期間

本計画は、平成22年度から平成26年度までの5年間を計画期間とするものです。ただし、社会情勢の変化などに応じて、必要な見直しができるものとします。

「よこぜ 地域子ども育成プラン（横瀬町次世代育成支援地域行動計画）」									
平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
← 前期行動計画 →					← 後期行動計画 →				

第4節 計画の対象

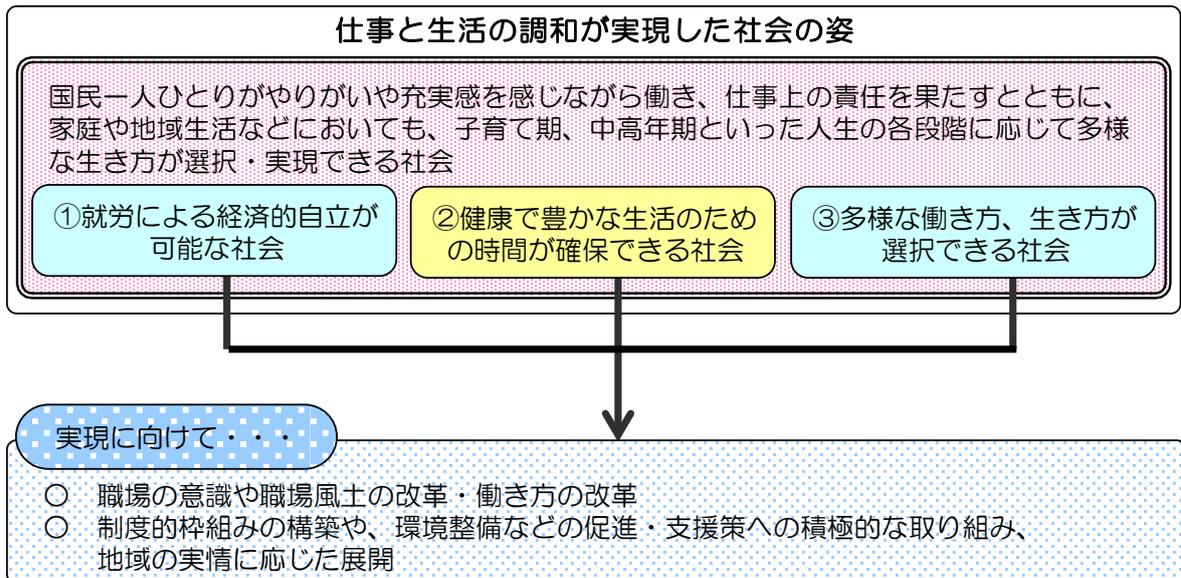
本計画は、町内のすべての子どもとその家庭、地域や事業所、関係団体、行政機関など地域を構成するすべての個人と団体を対象としています。また、本計画では、児童福祉法に基づき「子ども」の年齢を18歳未満とします。



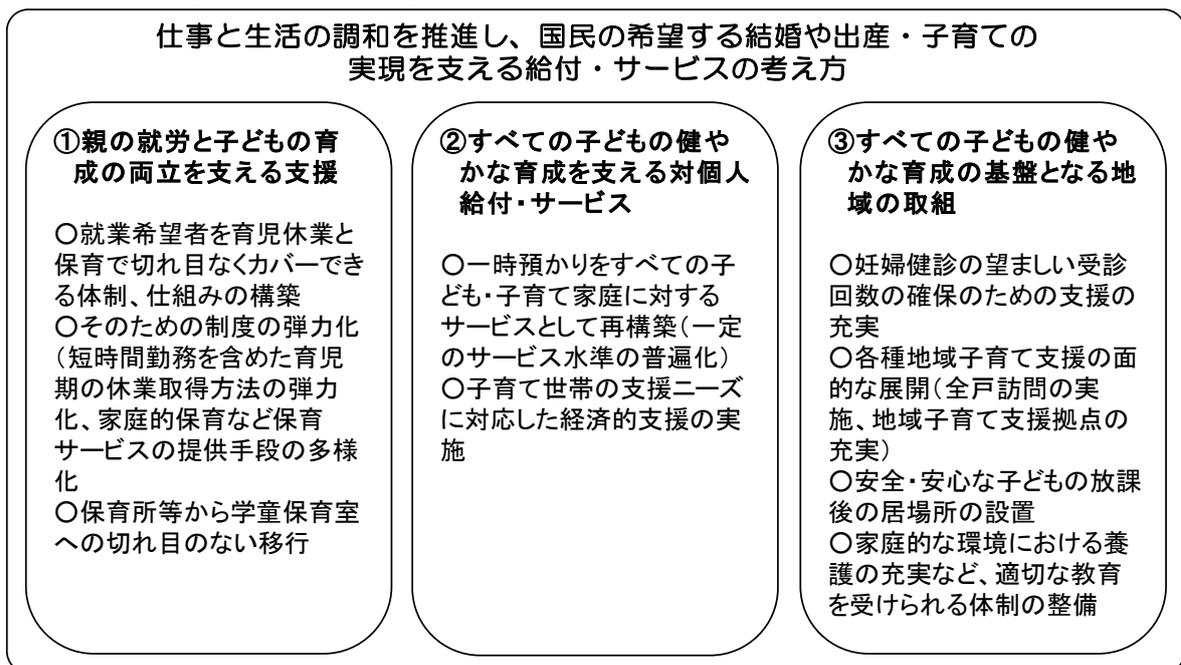
第5節 後期行動計画においてふまえるべき事項

本計画においては、平成19年に定められた『「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略』に基づき、「仕事と生活の調和」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を車の両輪として、新たな対策が求められています。

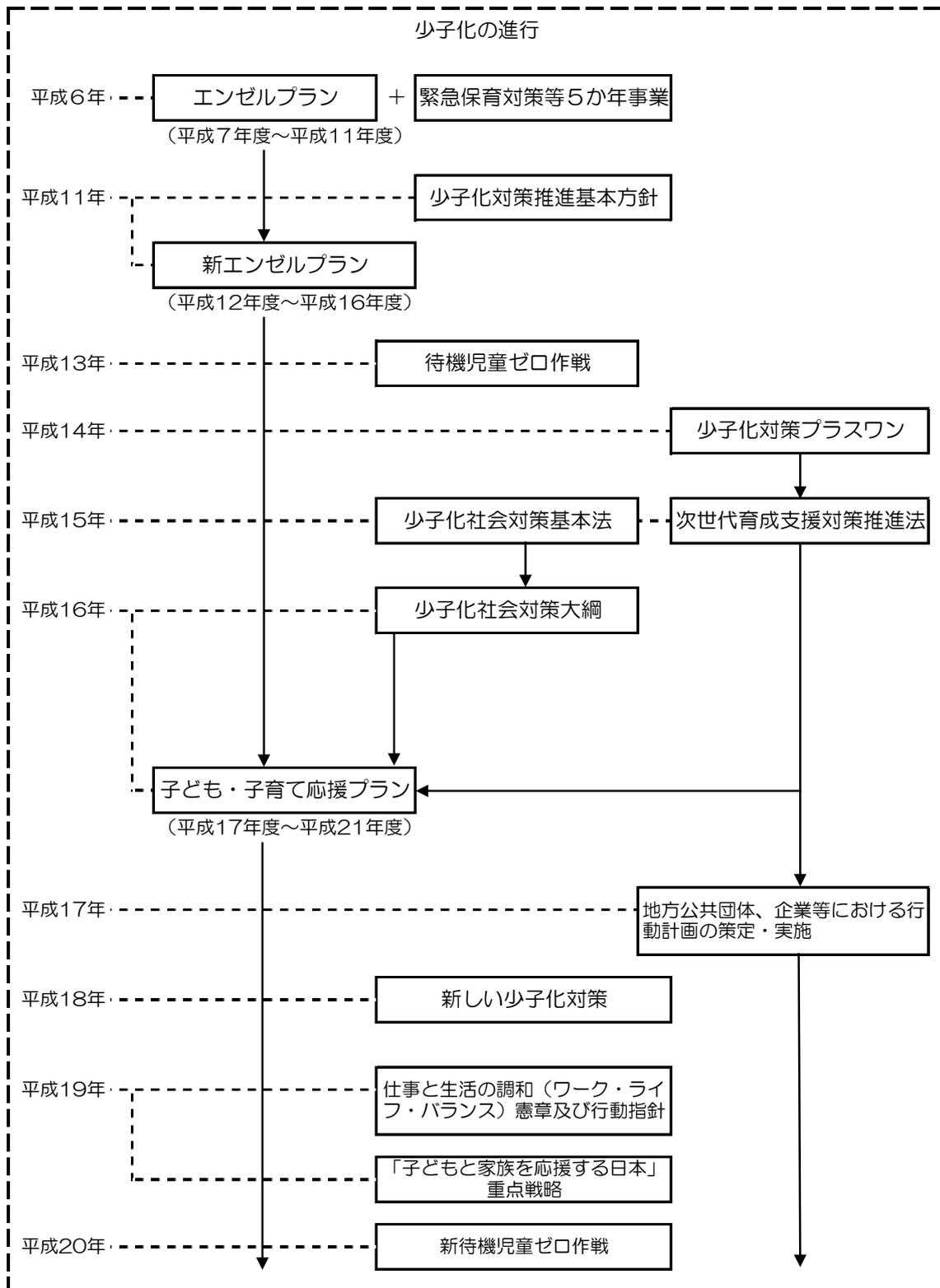
1. 「仕事と生活の調和」



2. 「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」



【参考：国の少子化対策・次世代育成対策の流れ】



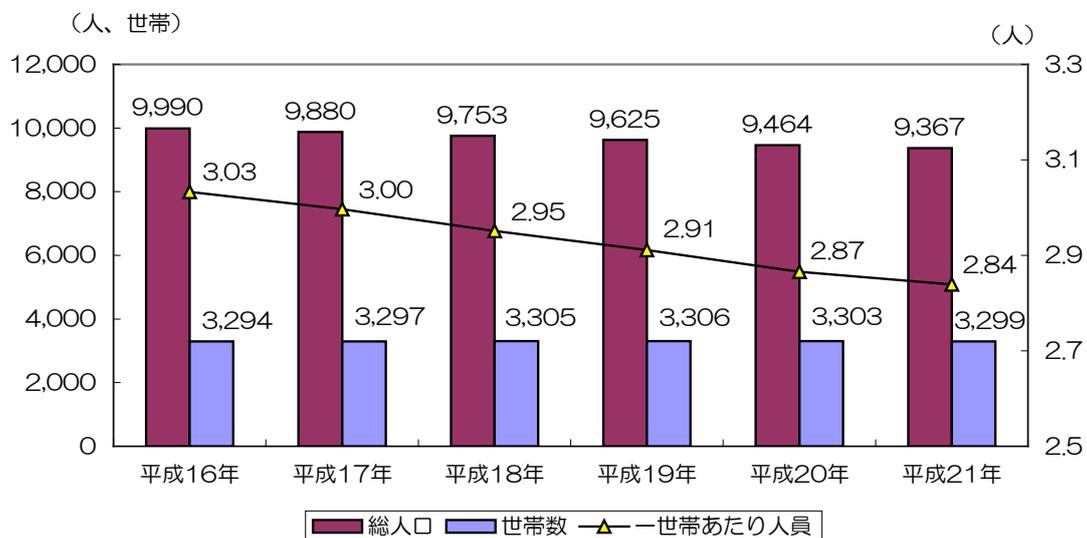
第2章 子どもと家庭を取り巻く状況

第1節 町の概況

1. 総人口・世帯数

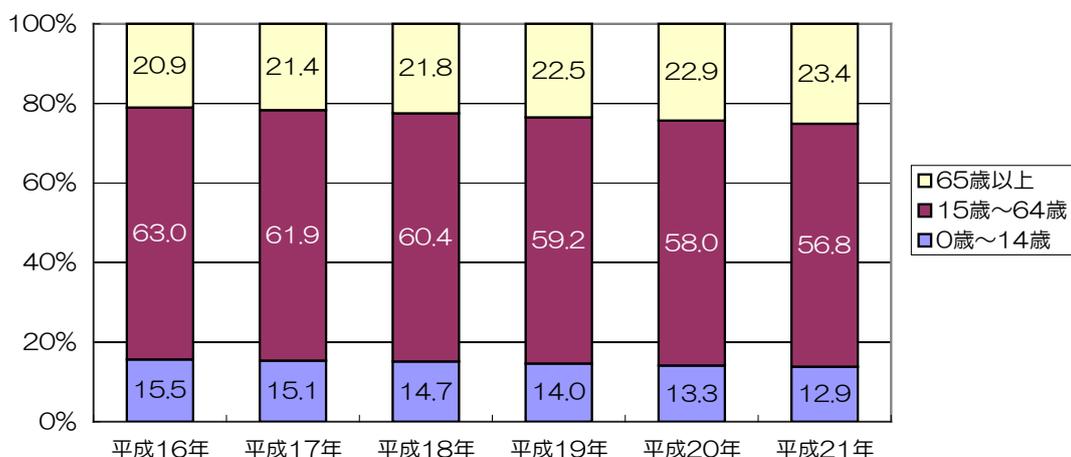
住民基本台帳による町の総人口は年々減少しており、平成21年4月1日現在で9,367人となっています。世帯数は横ばいですが、一世帯あたりの人員は減少傾向にあります。また、年齢3区分別人口の推移をみると0歳～14歳の年少人口割合が一貫して減少しており、少子化が進んでいます。

総人口及び世帯数の推移



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（4月1日現在）

年齢3区分別人口の推移

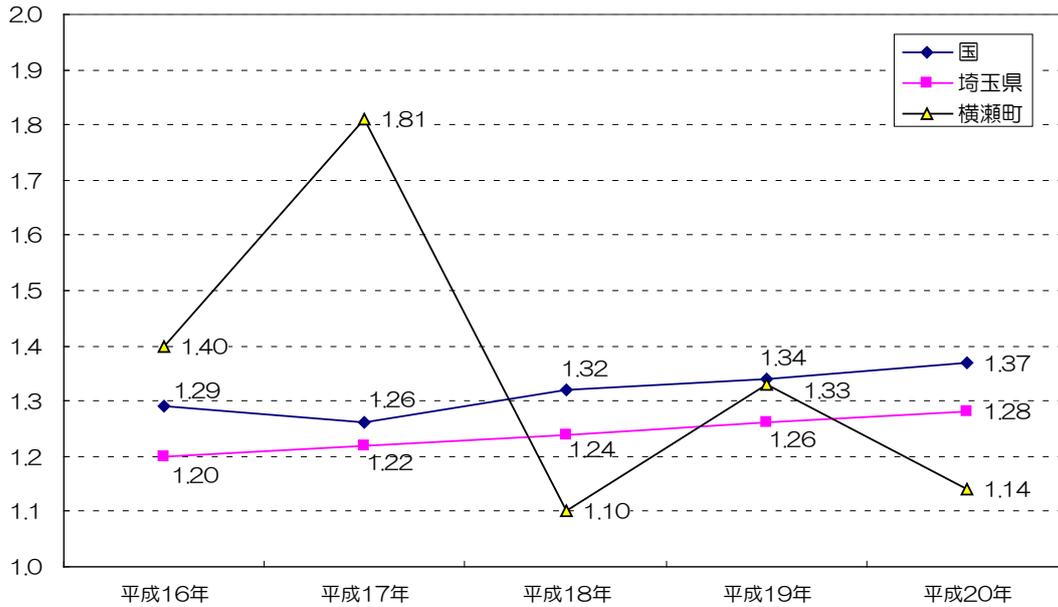


資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（4月1日現在）

2. 出生の状況

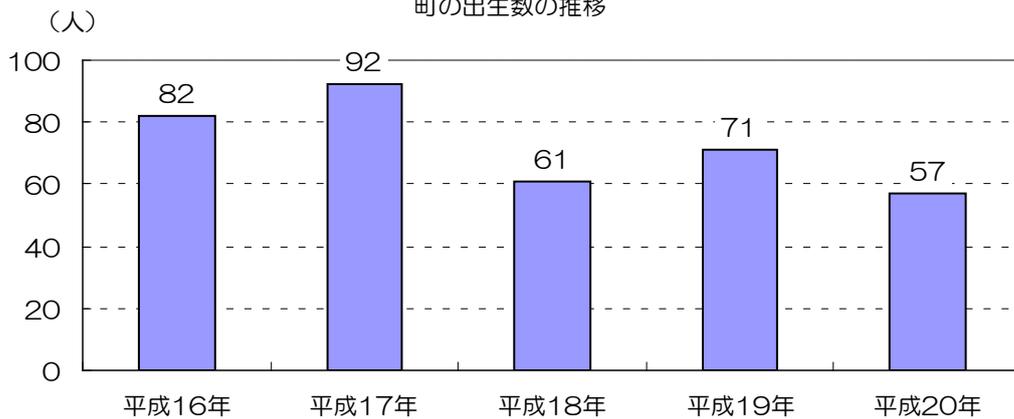
国の合計特殊出生率は、平成17年以降は上昇に転じ、回復しつつあります。県は国の平均をやや下回って推移しています。町は、年によるばらつきが大きくなっていますが、出生数は減少傾向にあります。

合計特殊出生率の推移



資料：総務省統計局

町の出生数の推移



資料：総務省統計局

※合計特殊出生率は、人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。

3. 保育所・幼稚園の状況

(1) 保育所入所児童数の推移

町の保育所入所児童数は、管外委託も含めて80人～90人台で推移し、やや減少傾向にあります。

■保育所入所児童数の推移

(人)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	管外委託	合計
平成17年度	0	12	15	10	22	13	14	86
平成18年度	2	12	11	18	12	20	14	89
平成19年度	1	13	17	14	18	12	17	92
平成20年度	1	7	16	13	12	18	17	84
平成21年度	2	10	12	16	15	11	16	82

資料：横瀬町保育所（各年度4月1日現在）

(2) 幼稚園就園児童数の推移

町の幼稚園就園児童数は、200人～300人で推移してきましたが、平成20年度以降は200人を割り、大きく減少しています。

■私立幼稚園就園児童数の推移

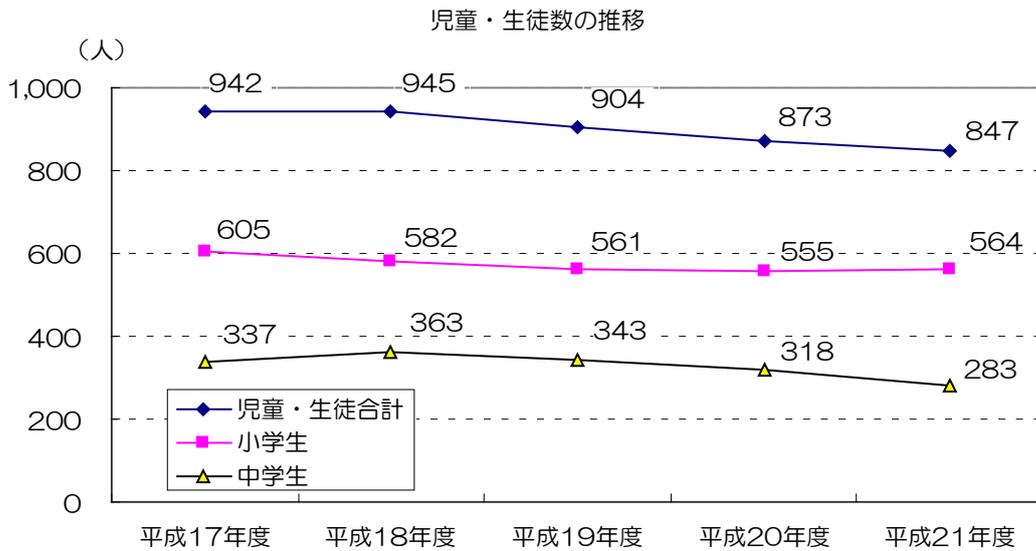
(人)

	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成17年度	74	80	78	232
平成18年度	82	102	102	286
平成19年度	75	80	94	249
平成20年度	50	65	68	183
平成21年度	66	53	65	184

資料：教育委員会（各年度5月1日現在）

4. 児童・生徒の状況

町では、平成21年度には芦ヶ久保小学校が横瀬小学校と統合し、小学校は1校となりました。また、児童・生徒数は、平成17年度と比較して平成21年度は、小学生が約7%、中学生が約16%の減少となっています。



資料：教育委員会（各年度5月末日現在）

5. 児童館の利用状況

児童館の利用は、平成18年度以降、小学生の利用が年々増加し、平成20年度には延べ8,000人を超えています。また、少数ながらも中学生や高校生の利用も増加しています。

■児童館延べ利用者数

(人)

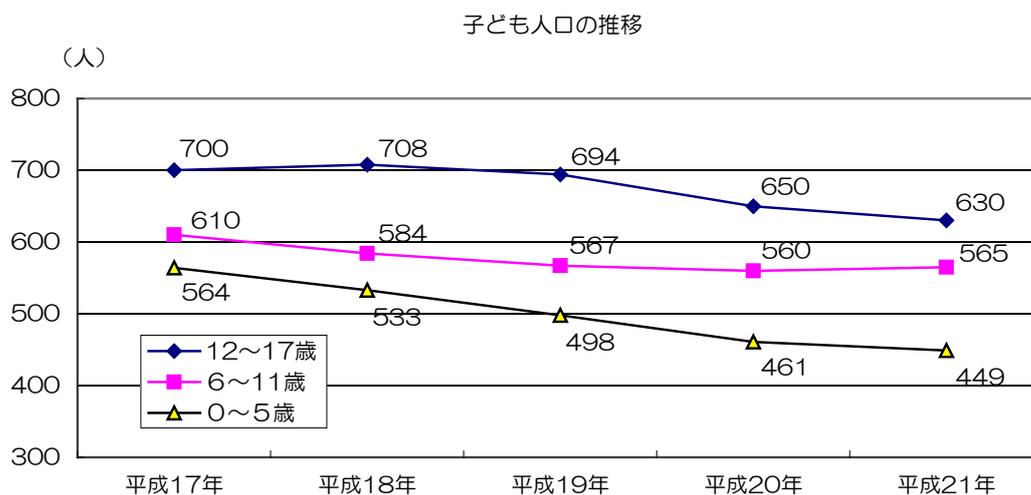
	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
幼児	5,581	3,385	2,969	3,954
小学生	7,285	7,157	7,422	8,127
中学生・高校生	20	10	83	88
保護者	4,716	3,012	2,629	3,192
合計	17,602	13,564	13,103	15,361

資料：横瀬児童館

第2節 子ども人口の推計等

1. 子ども人口の推移

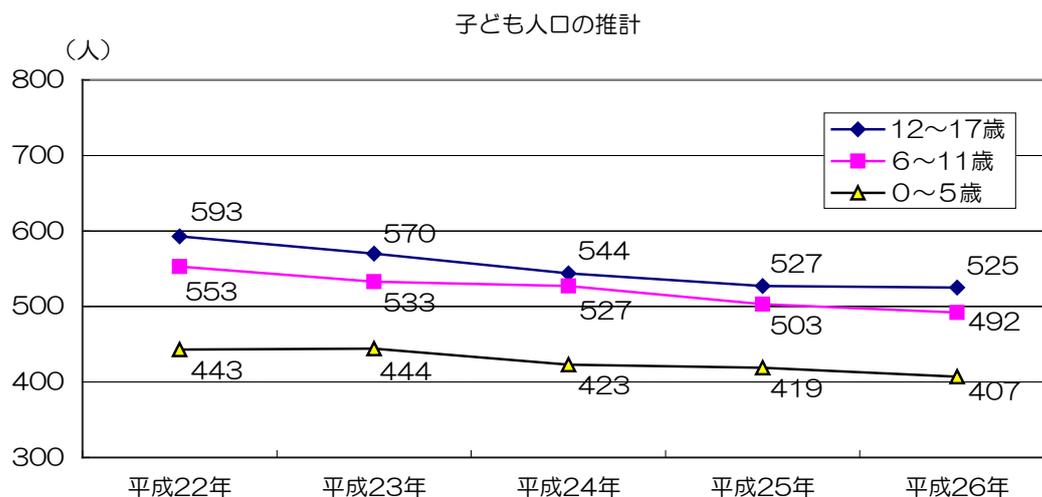
町の子ども人口は、平成17年から平成21年にかけて、各年代ともに減少していますが、とくに0～5歳が100人以上の大幅な減少となっています。



資料：住民基本台帳及び外国人登録人口（4月1日現在）

2. 子ども人口の推計

平成22年から平成26年にかけて、町の子ども人口は、さらに1割近い減少になることが予想されます。



※住民基本台帳及び外国人登録人口（4月1日現在）の年齢別人口を基にしたコーホート変化率法による推計。

第3節 アンケート調査による主な結果概要

町では、本計画の策定に先立ち、平成21年1月から2月にかけて就学前児童世帯及び小学校児童世帯を対象にアンケート調査を実施しました。以下に調査及びその主な結果の概要を示します。

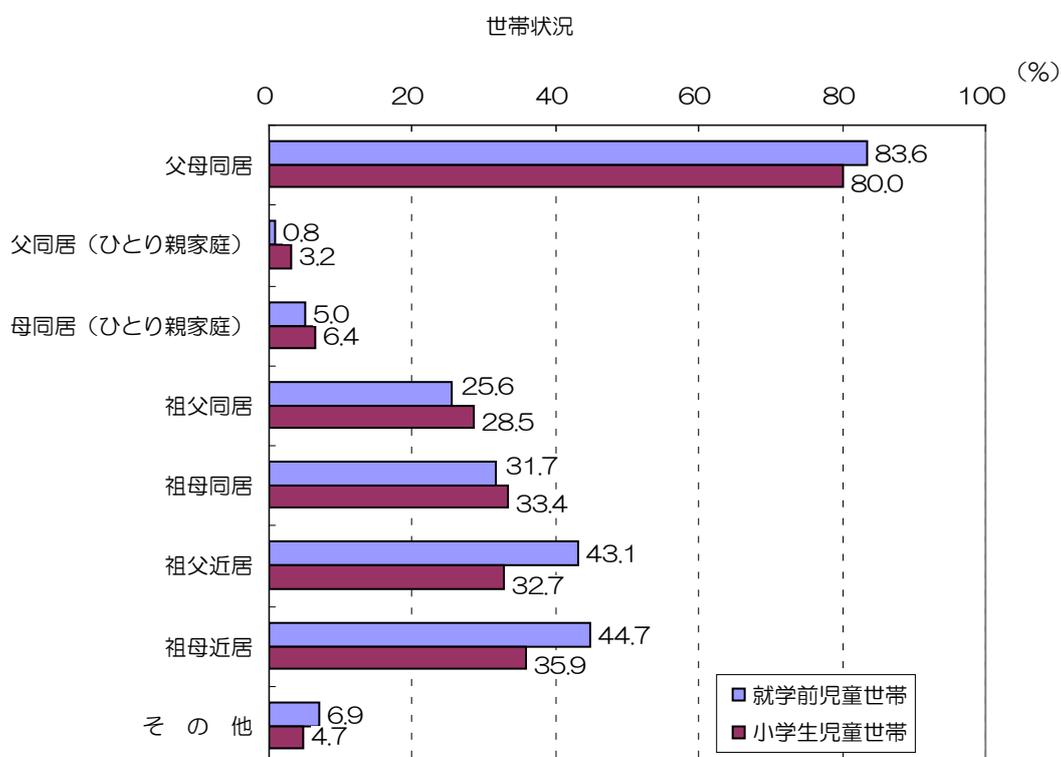
【調査の概要】

対象	配布数	回収件数	回収率
就学前児童世帯	382	262	68.6%
小学生児童世帯	420	404	96.2%
全 体	802	666	83.0%

1. 子どもの家庭状況

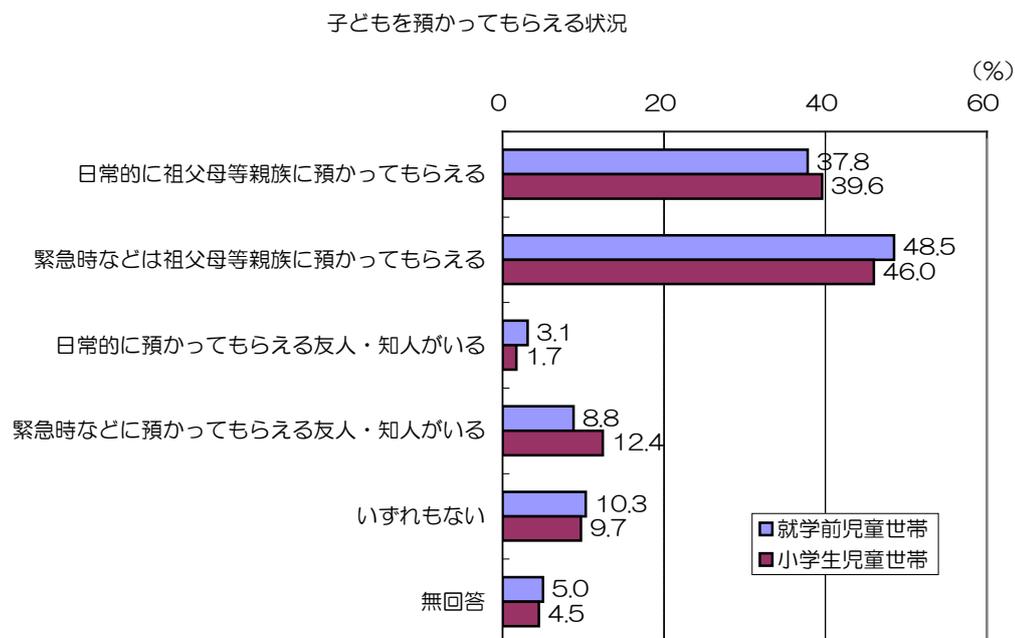
(1) 世帯状況

世帯状況は、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに「父母同居」が約8割となっています。また、「ひとり親家庭」が小学生児童世帯では約1割に達しています。



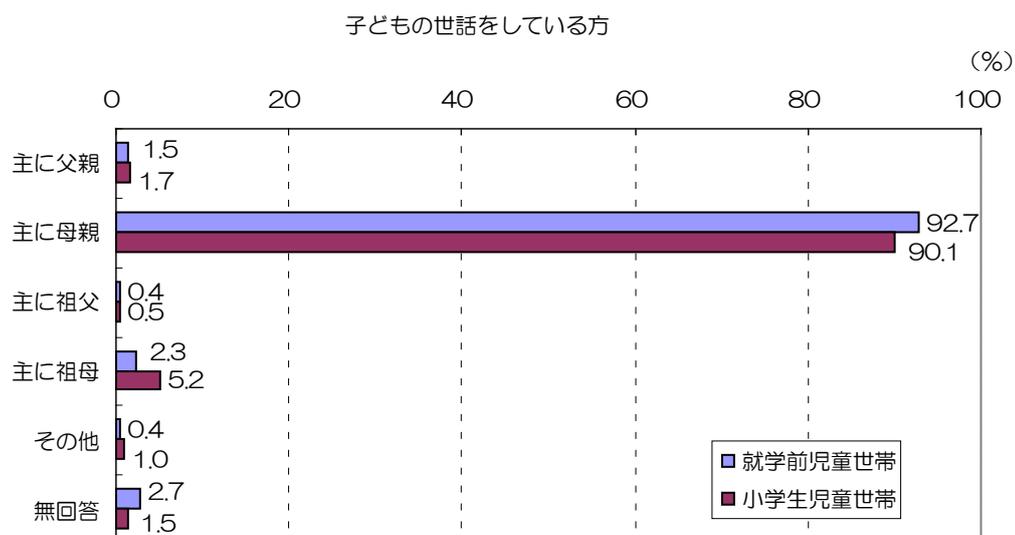
(2) 子どもを預かってもらえる状況

子どもを預かってもらえる状況については、「日常的に祖父母等親族に預かってもらえる」または「緊急時などは祖父母等親族に預かってもらえる」という家庭が8割以上となっている一方で、「いずれもない」が約1割を占めています。



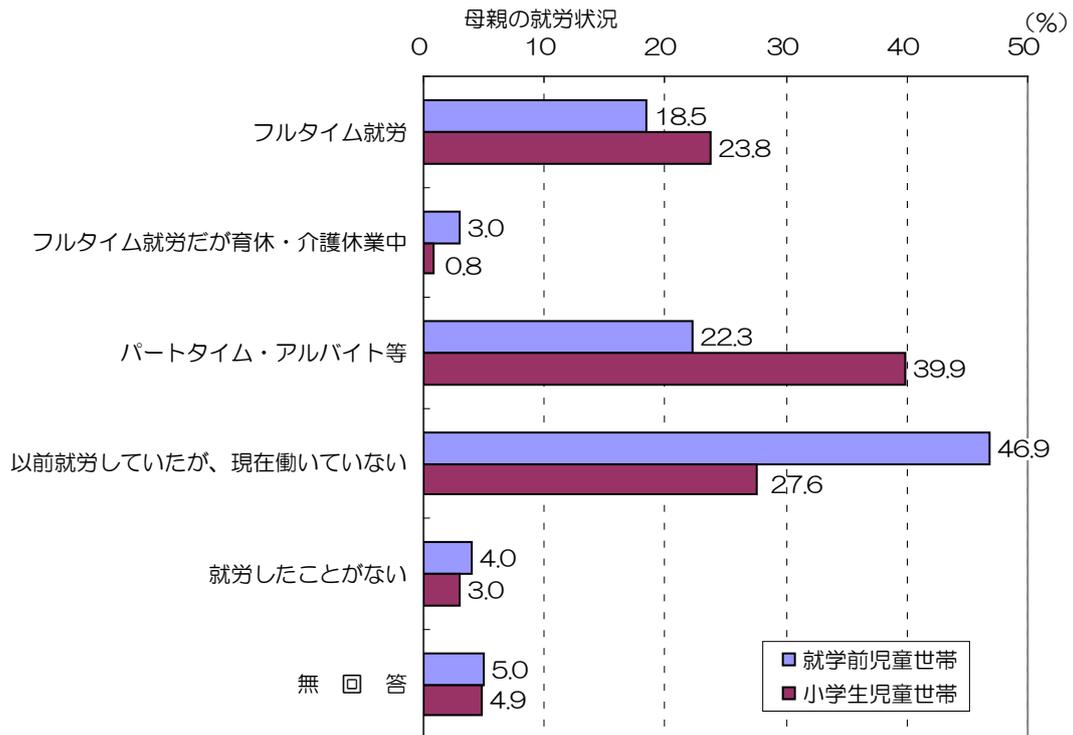
(3) 子どもの世話をしている方

子どもの世話をしているのは、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに「主に母親」が約9割となっています。



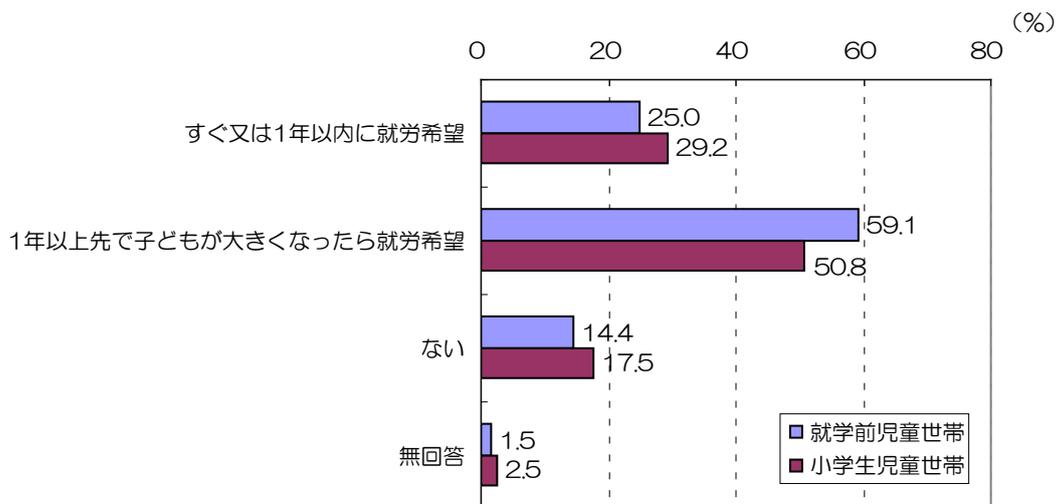
2. 母親の就労状況

母親の就労状況は、「フルタイム就労」と「パートタイム・アルバイト等」を含めて、就学前児童世帯では約4割、小学生児童世帯では6割以上が就労しています。また、就学前児童世帯では、「以前就労していたが、現在働いていない」が5割近くを占めています。

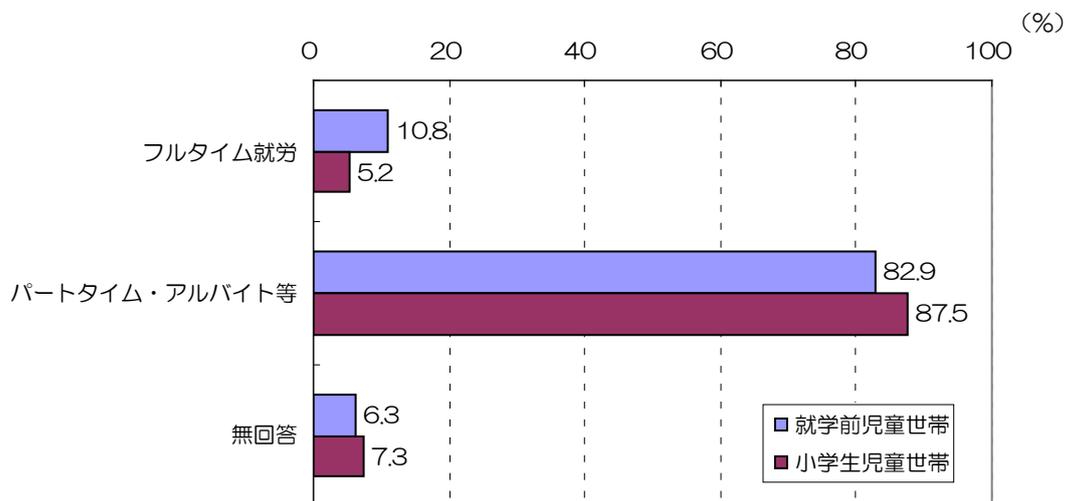


現在就労していない母親について、今後の就労希望を聞いたところでは、約8割が就労を希望しており、「1年以上先で子どもが大きくなったら就労希望」という割合が5割以上となっています。また、希望する就労形態は「パートタイム・アルバイト等」が8割以上で、また週3～4日の就労を希望する割合が過半数となっています。

(現在就労していない) 母親の就労希望



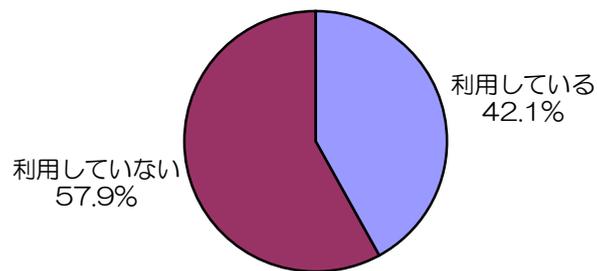
(現在就労していない) 母親の希望する就労形態



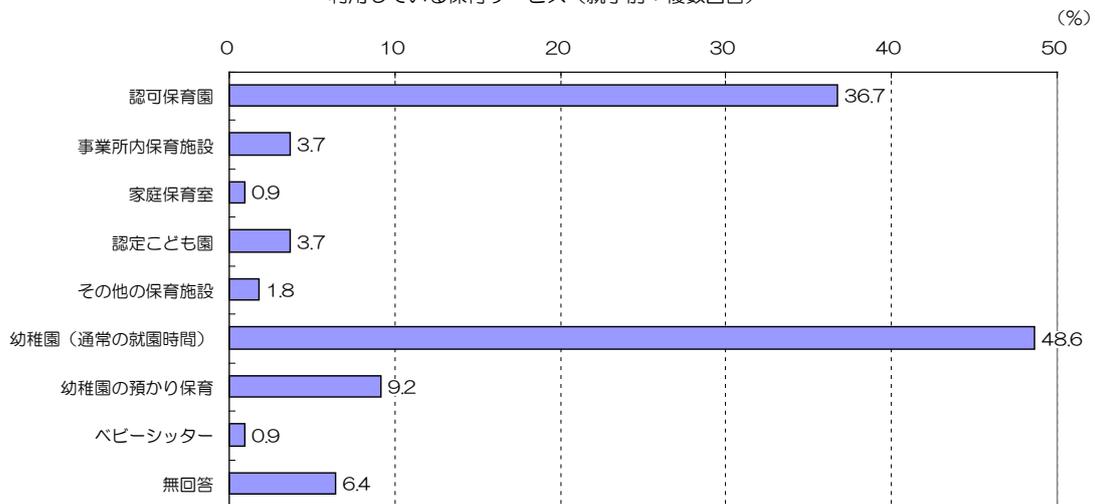
3. 保育サービスの利用状況

就学前児童世帯について、保育サービスを利用しているとは全体の約4割と
なっています。利用している保育サービスは、「幼稚園（通常の保育時間）」が約5割、
「認可保育園」が4割近くで、これらが大半を占めています。

保育サービスの利用状況（就学前）

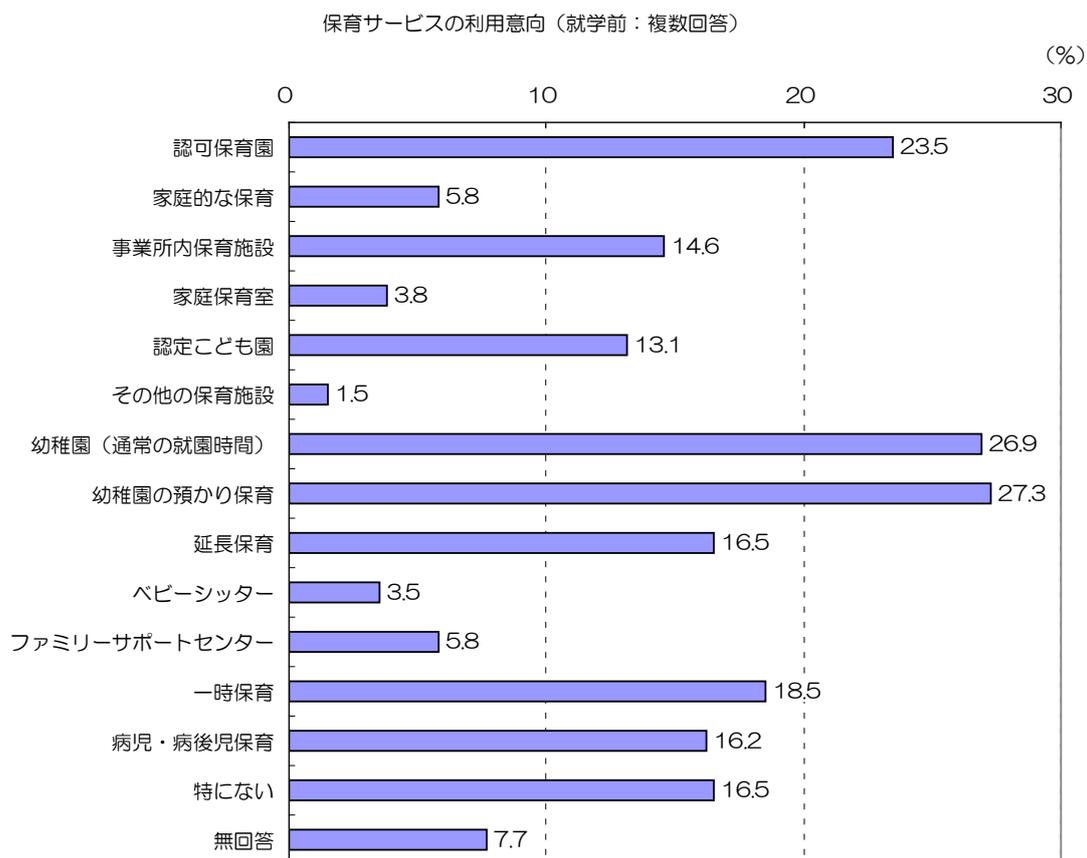


利用している保育サービス（就学前：複数回答）



4. 今後利用したい保育サービス

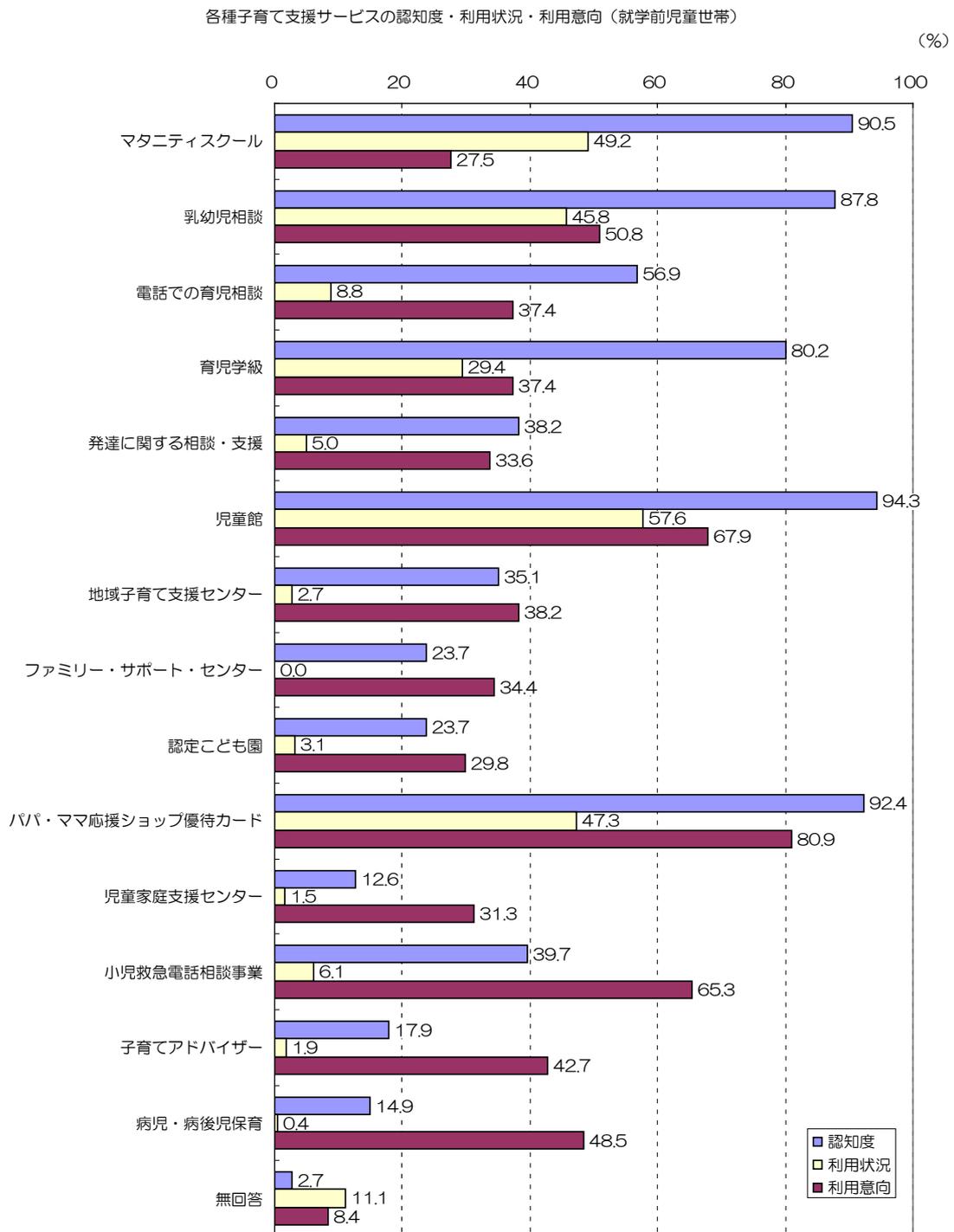
今後の保育サービスの利用意向についてみると、「幼稚園（通常の保育時間）」や「認可保育園」以外に、「幼稚園の預かり保育」を筆頭に、「一時保育」「延長保育」「病児・病後児保育」などについても高い利用意向がみられます。



5. 各種子育て支援サービスの認知度・利用状況・利用意向

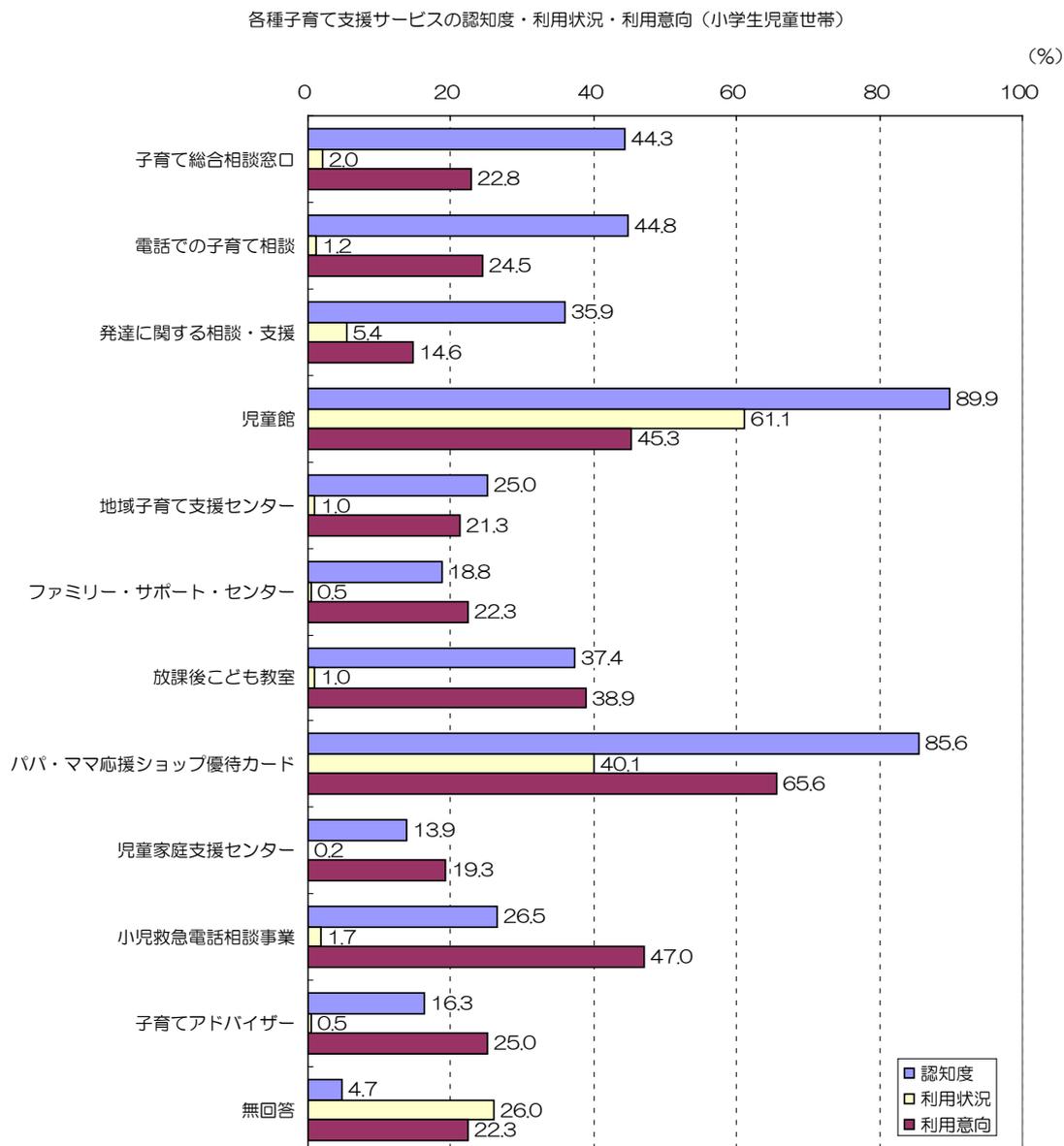
(1) 就学前児童世帯

就学前児童世帯を対象とした各種子育て支援サービスの認知度、利用状況、利用意向についての調査結果は以下の通りとなっています。



(2) 小学生児童世帯

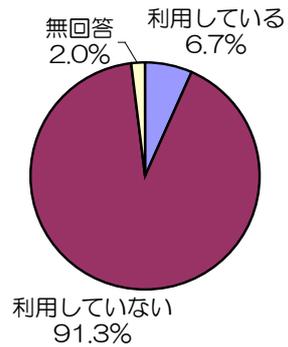
小学生児童世帯を対象とした各種子育て支援サービスの認知度、利用状況、利用意向についての調査結果は以下の通りとなっています。



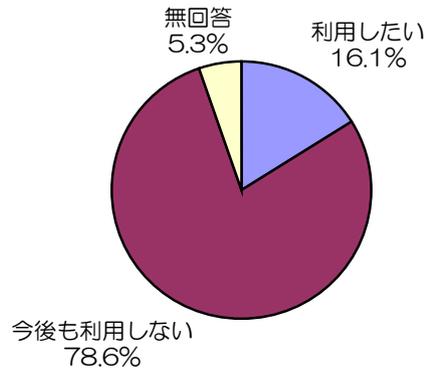
6. 学童保育

小学生児童の学童保育室については、現在利用していると回答したのは6.7%ですが、今後の利用希望については2倍以上の16.1%が「利用したい」と回答しています。

学童保育室の利用状況（小学生）

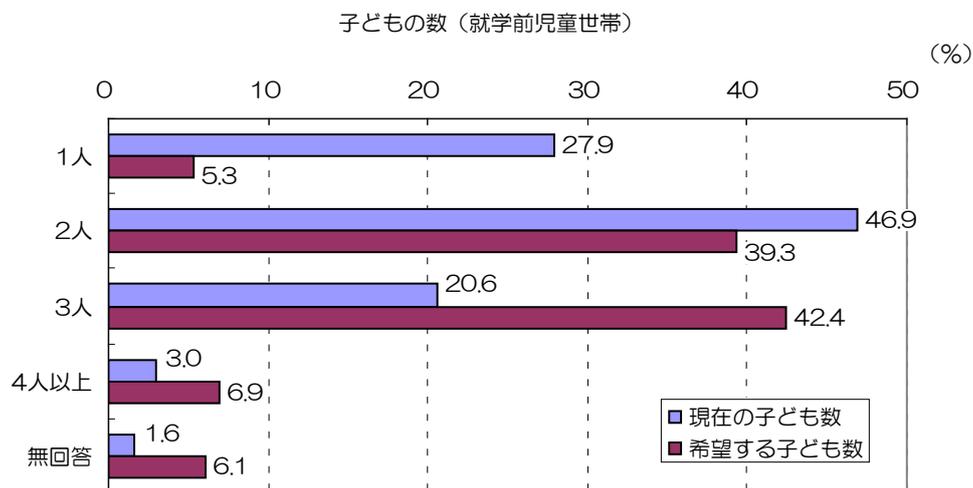


学童保育室の今後の利用意向（小学生）



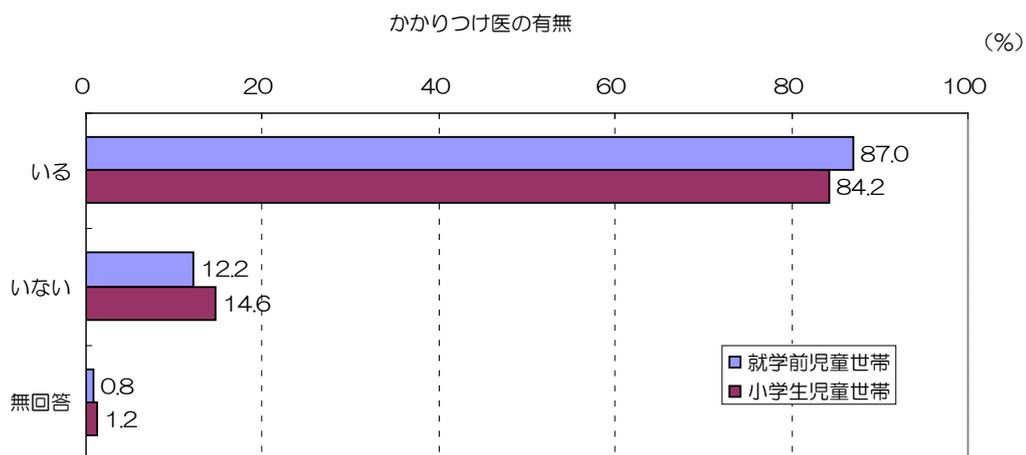
7. 子どもの数

就学前児童世帯について、現在の子どもの数は「2人」が約5割で最も多く、次いで「1人」が3割近くとなっていますが、希望する子どもの数としては、「3人」が4割以上となっています。



8. かかりつけ医

かかりつけ医の有無については、就学前児童世帯、小学生児童世帯ともに「いる」が8割以上となっています。



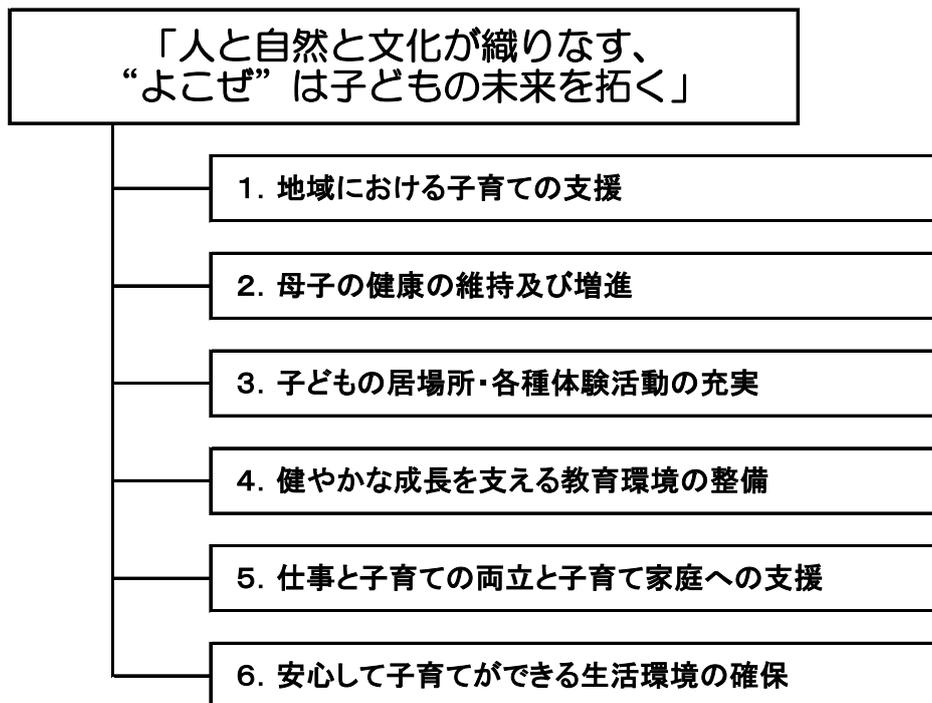
第3章 計画の基本理念・方針

第1節 計画の基本理念

「よこぜ 地域子ども育成プラン（横瀬町次世代育成支援地域行動計画）」の前期行動計画においては、「人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は子どもの未来を拓く」を基本理念とし、子育て支援に関連する施策・事業を推進してきました。

後期行動計画においても、引き続きこの理念を継続し、“よこぜ”で生まれ育つ子どもたちが、子どもを産み育てる家庭とともに、地域の人々によって見守られ、子育て、子育ての地域文化が育まれるよう本計画の推進を図ります。

【基本理念と基本方針】



第2節 計画の基本方針

1. 地域における子育ての支援

核家族化が進行し、共働き家庭が増加していく中で、子育て家庭の悩みや育児不安に対し地域で支援できるように、子育てに関する各種の情報提供や相談体制を強化します。

また、地域のつながりの希薄化による育児の孤立化や児童虐待等を防ぐため、子育て支援ネットワークを強化するとともに、早期発見・早期支援ができるよう体制づくりを推進していきます。

さらに、自主的な子育てグループの活動支援、子育ての相互援助の組織としてファミリー・サポート・センター等の充実を図り、地域住民による子育て支援を推進していきます。

2. 母子の健康の維持及び増進

妊娠・出産の時期から、母子の健康を守り、母親の様々な不安を解消していくことが母子保健では重要です。そのため、母子健康手帳の交付から妊婦健康診査、マタニティスクール、乳幼児健康診査と一貫した支援体制の一層の充実を図ります。

また、新生児に対しては保健師による全戸訪問を行い、健診等で支援と判断された子どもについては早期に適切な支援と保育・教育の機会提供に努めます。さらに、子どもの時期からの健康的な食習慣の形成に向けた食育に関する事業や、むし歯予防の事業を充実していきます。

3. 子どもの居場所・各種体験活動の充実

子どもの健やかな成長を支援するためには、子ども同士が集い、のびのびと遊ぶことのできる場所や、様々な体験活動などの機会を充実していく必要があります。子どもたちの居場所、活動の場としては、児童館や小学校を拠点に、学童保育室や放課後子ども教室を充実させ、コミュニティ広場等の活用を推進します。

また、様々な体験活動として、スポーツ少年団の活動をはじめ、地域でのボランティア活動と世代間交流、高齢者等による昔遊びや地域文化の伝承など、地域に応じた活動を推進し、そのための指導者の育成に努めます。

4. 健やかな成長を支える教育環境の整備

子どもを取り巻く環境が複雑さを増していく中で、心身ともに健全で調和の取れた人間を形成していくために、学校・家庭・地域が連携し、子どもの成長を支えるための適切な教育環境の整備を推進していきます。

学校においては少人数指導の実施や専門指導員の配置により基礎・基本の定着に努めるとともに、環境教育や福祉教育、学校応援団との連携による地域活動等の充実に取り組みます。また、児童・生徒が自らの健康管理していくための健康教育や、不登校・引きこもりの児童・生徒のための適応指導教室、支援が必要な児童生徒のための特別支援教育の一層の充実を図ります。

5. 仕事と子育ての両立と子育て家庭への支援

仕事と家庭の両立に関しては、利用者のニーズに応じた乳幼児の保育サービスの充実に努め、小学生児童についても、放課後における学童保育事業を充実していきます。

また、平成19年に制定された「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」の趣旨を普及するため、男女共同参画の推進と併せて啓発活動を推進し、働き方の見直しや男性が育児に参加しやすい環境づくりをめざしていきます。妊娠・出産で仕事をやめた女性の再就職や、近年増加傾向にあるひとり親家庭の自立を支援するための取り組みについてもさらなる充実に努めます。

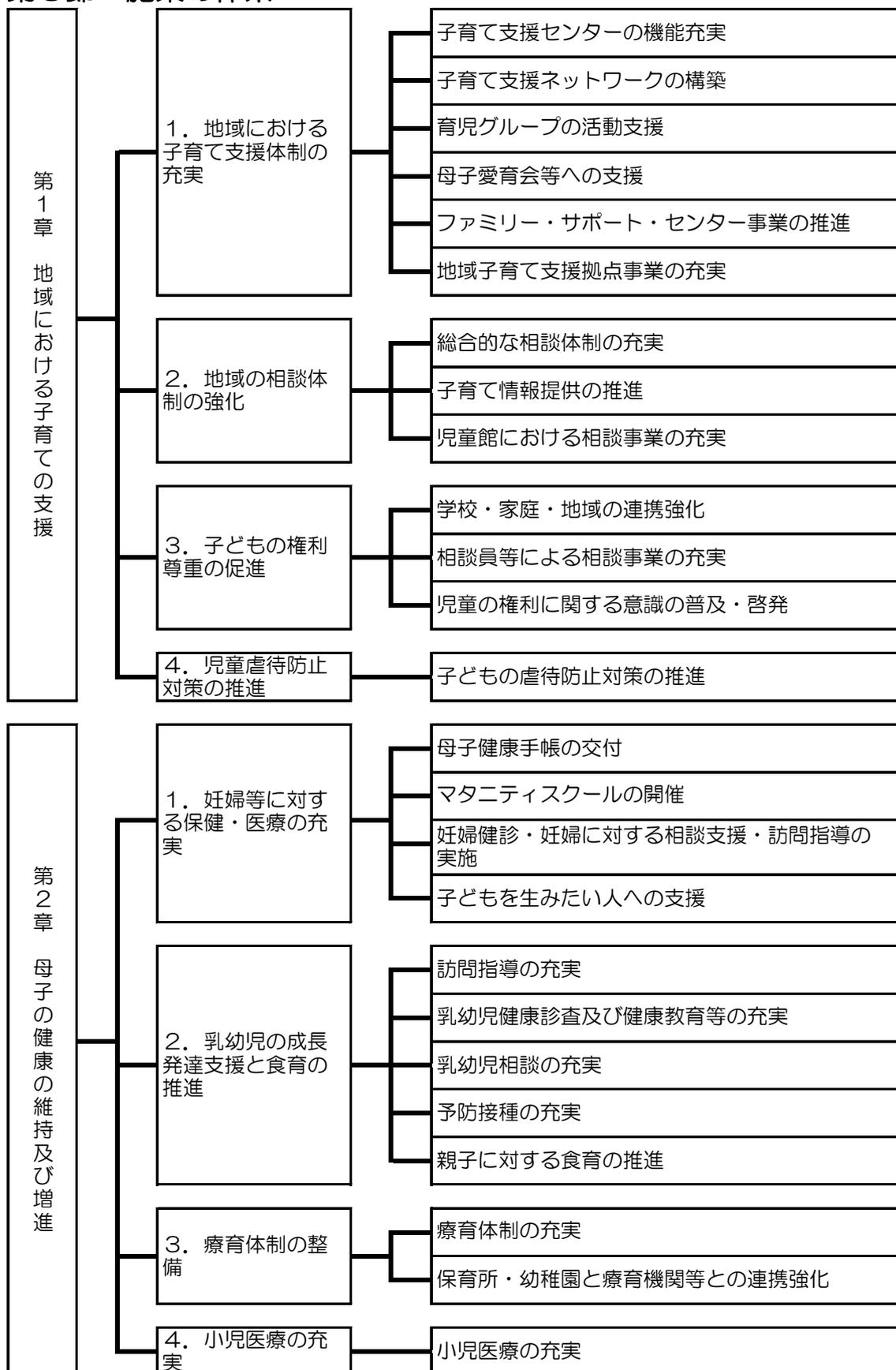
6. 安心して子育てができる生活環境の確保

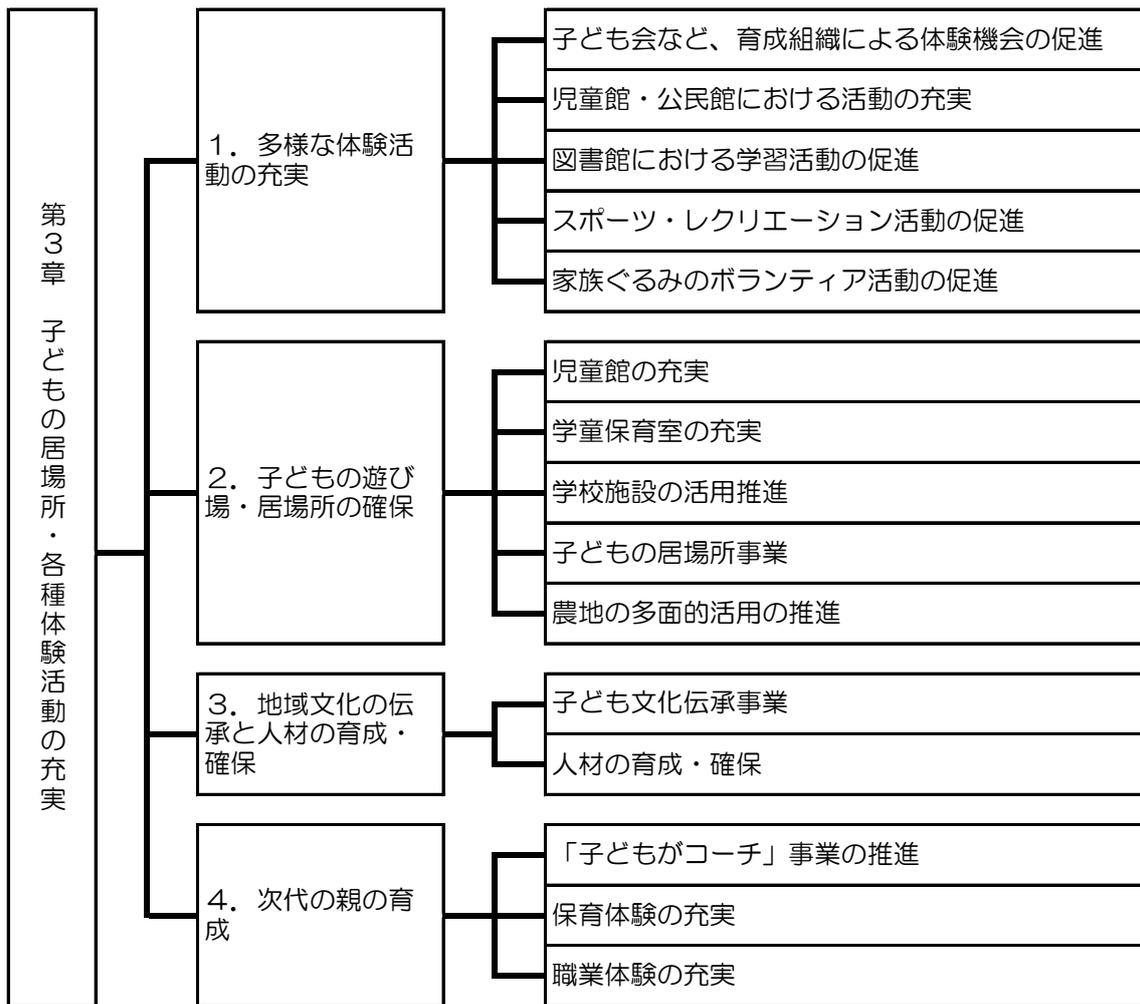
安全で安心して子育てができる地域環境づくりに向けて、居住環境のバリアフリー化や、子ども連れが利用しやすい公共施設の整備に努めるとともに、民間施設についても環境整備を働きかけていきます。

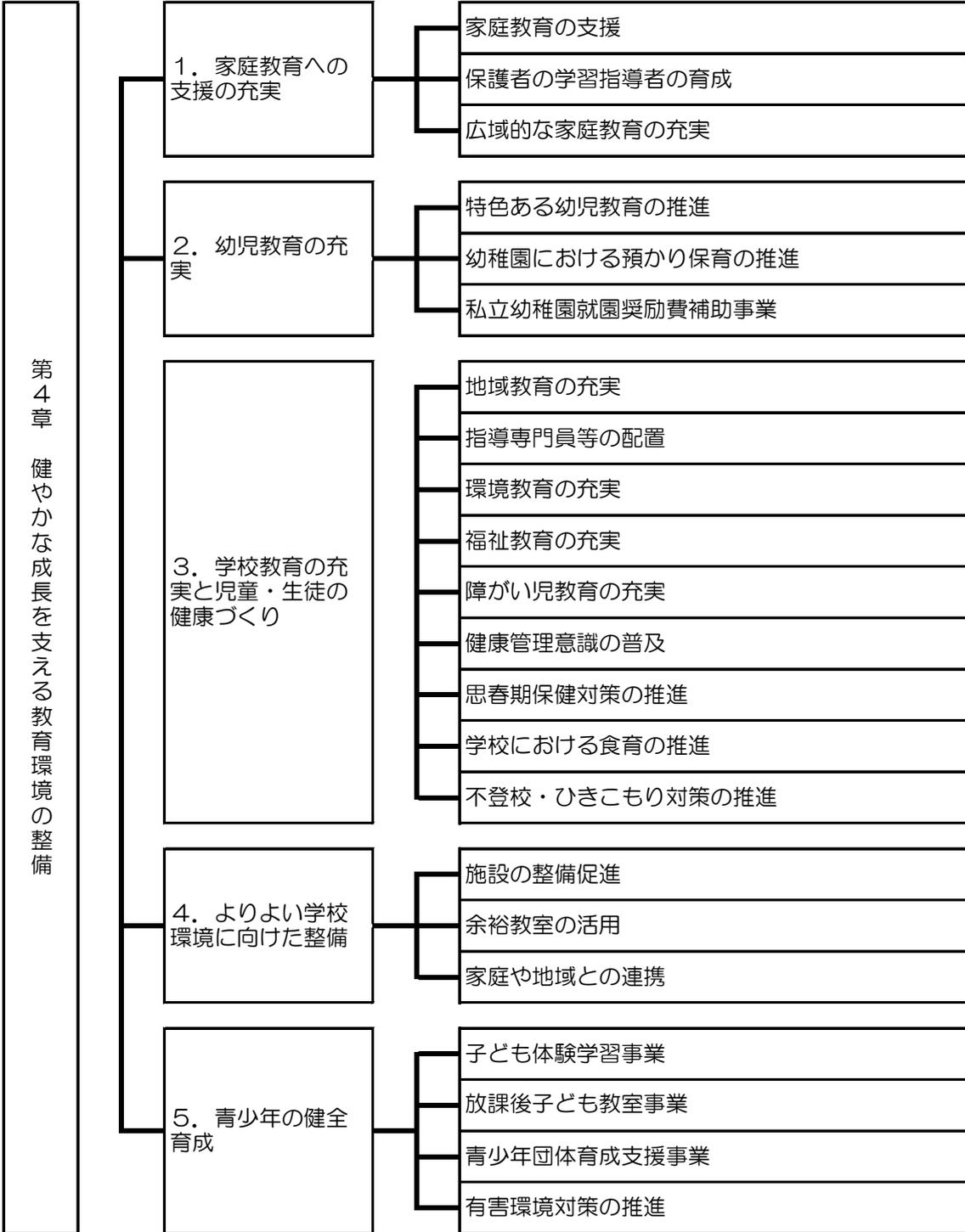
また、子どもが事故や犯罪等に巻き込まれることを防止するため、行政、町民、関係機関の連携による防犯活動をはじめ、交通安全施設の整備や通学路の安全点検、児童・生徒を対象とした交通安全指導の一層の充実を図ります。

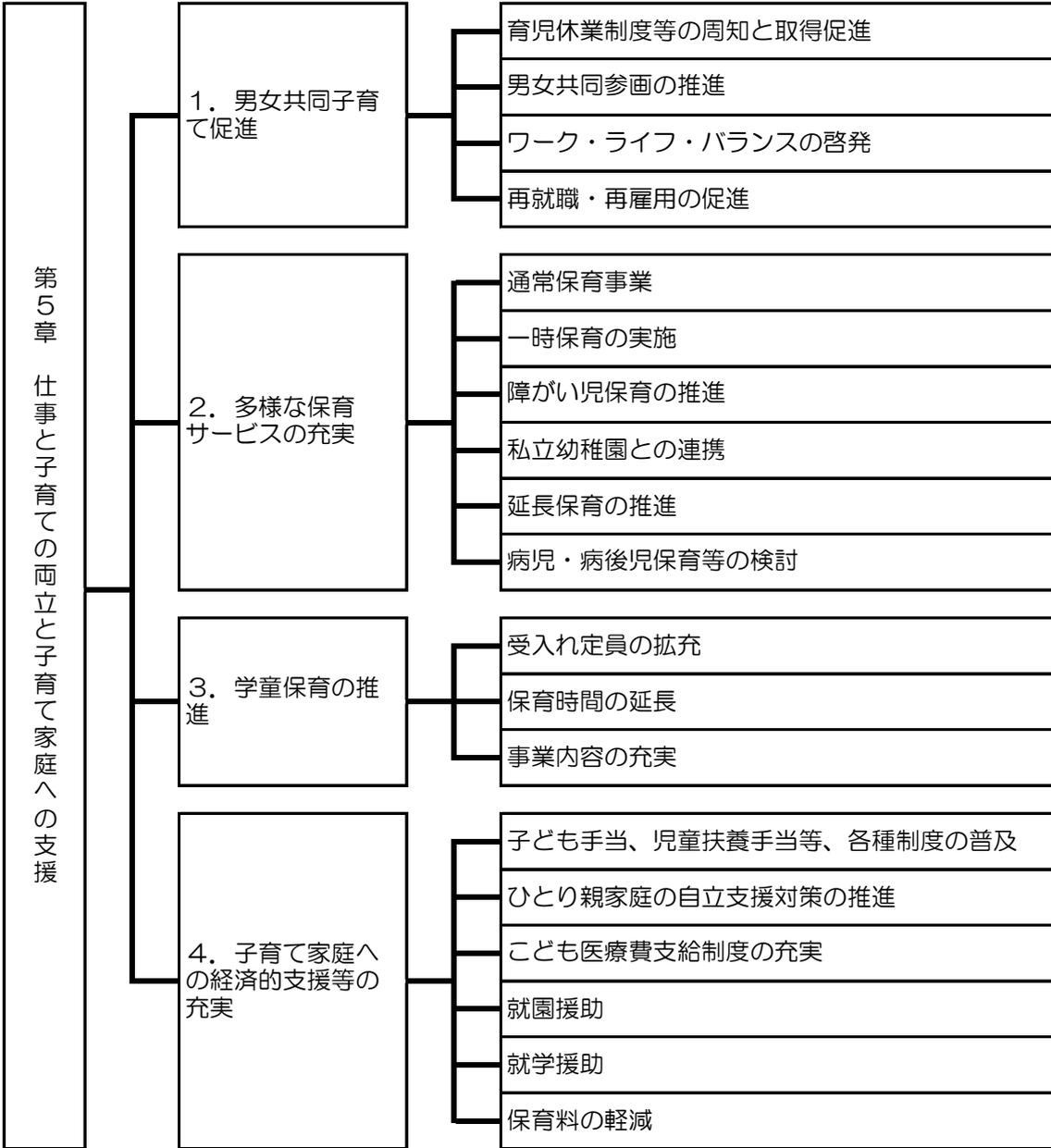
さらに、防災対策として、保育所・幼稚園、児童館、小・中学校における定期的な避難訓練を継続して実施します。

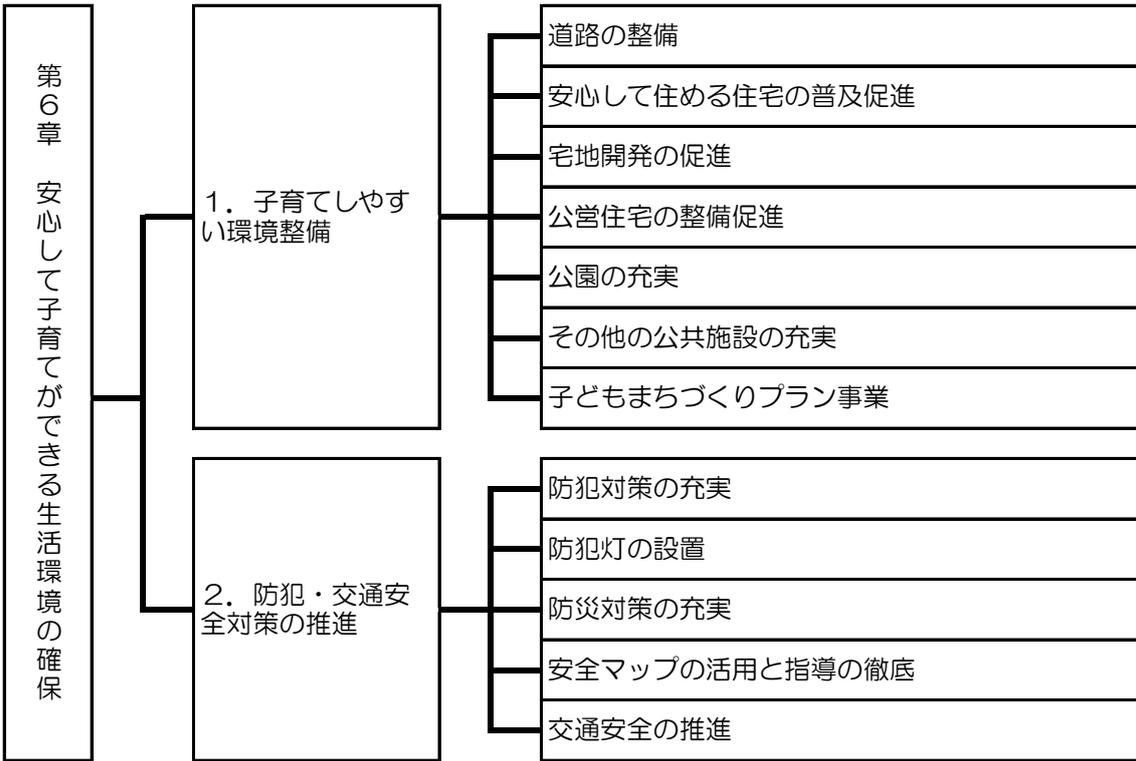
第3節 施策の体系

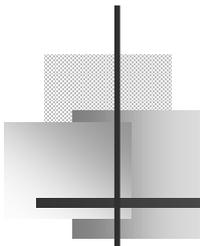












第2部 各論

(具体的施策・事業の展開)

第1章 地域における子育ての支援

【現状と課題】

町では、子育て支援の拠点として、平成18年9月に地域子育て支援センター（保育所内）を設置し、子育てに関する情報提供や相談業務を行っています。また、町広報の「子育て情報発信」コーナーにおいても、子育てに関する各種の情報提供を行い、子育てへの関心・理解を深め、子育てに関する意識啓発を図っています。

近年では、地域住民による自主的な子育て支援の体制づくりも重要なテーマとなっており、町では、乳児と母親を対象とした「赤ちゃんくらぶ」を実施していますが、修了者による子育てサロンの形成と活動支援が課題となっています。

また、育児の相互支援活動として、平成19年4月よりファミリー・サポート・センター事業を開始しましたが、認知度が低く利用者も少ないため、町民への周知、登録者数の増加を図っていく必要があります。

子育てに関する相談については、地域子育て支援センターや児童館、いきいき町民課窓口において対応しています。保育所においても、育児相談等への対応機能をさらに充実させるため、保育士の資質向上に努めているほか、関係機関との連携により児童相談事業を実施しています。

児童館においては、地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサロンやふれあい遊びを通して、子育て中の親子の交流の場としての機能の充実に努めています。

子どもが抱える様々な問題に対しては、総合的な視点から対処できるよう、小学校・中学校、さわやか相談員、民生・児童委員、学校評議員など地域全体としての連携強化を図るとともに、学校においては、中学校にさわやか相談員を配置し、児童・生徒や保護者の悩みに対応しています。

児童の虐待、権利擁護の問題に関しては、児童の権利に関する住民の意識を高めるため、「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」の周知を図るとともに、町広報などによる児童虐待の防止に関する啓発を行っています。

今後も、地域ぐるみの虐待防止に努め、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携を強化し、虐待の早期発見と早期対応に努めていく必要があります。



【施策・事業の展開】

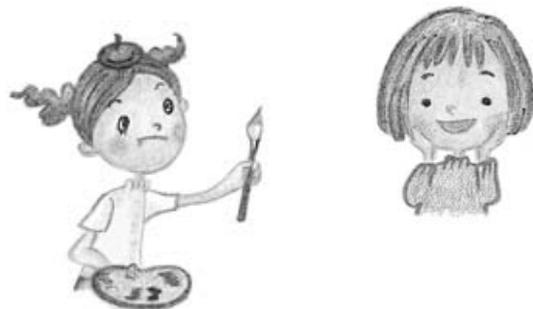
1. 地域における子育て支援体制の充実

事業	内容			担当課等
(1) 子育て支援センターの機能充実	地域子育て支援の拠点として、地域子育て支援センターにおける子育て支援に関する情報提供や相談対応を充実します。また、利用者の立場に立った支援内容を検討し、充実していきます。			保育所
(2) 子育て支援ネットワークの構築	保育所・児童館、民生・児童委員等の関係機関と連携し、地域における子育て支援事業や相談対応の充実を図ります。			いきいき町民課
(3) 育児グループの活動支援	<p>＜赤ちゃんくらすの開催＞</p> <p>総合福祉センターにおいて、乳児と母親を対象とした「赤ちゃんくらす」を開催し、育児に関する情報の提供や母親同士の友だちづくりを支援します。</p>			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	赤ちゃんくらす参加者数	59 人	65 人	
	<p>＜自主グループの活動支援＞</p> <p>幼児を持つ保護者が、子育ての情報交換や仲間づくりを行う場を提供し、子育てサロンの拡充に努めます。</p>			
(4) 母子愛育会等への支援	<p>育児不安に悩む保護者等を見守り、育児の孤立化をなくして、社会全体で子育てを支えていくための会の活動を支援します。</p>			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	愛育班員による見守り・声かけの件数	—	100 件／年	
	<p>育児の援助を受けたい人と、援助を提供できる人からなる会員を募集し、育児の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業を広域的に推進します。</p>			
(5) ファミリー・サポート・センター事業の推進	<p>育児の援助を受けたい人と、援助を提供できる人からなる会員を募集し、育児の相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業を広域的に推進します。</p>			いきいき町民課
	指標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	センター登録者数	10 人	30 人	

(6) 地域子育て支援拠点事業の充実	幼児と保護者が気軽に集い、ふれあう仲間づくりの場を提供するとともに、子育て相談、サロンの実施、子育て講習会等を実施し、子育て中の親子を応援します。		児童館	
	指標	現状 (平成 20 年度)		目標値 (平成 26 年度)
	講習会等の事業数	25 事業		30 事業

2. 地域の相談体制の強化

事業	内容	担当課等		
(1) 総合的な相談体制の充実	いきいき町民課に子育て総合相談窓口を設置し、保護者の育児不安や悩みなど身近な子育ての相談ニーズに対応できるよう、関係機関との連携により児童相談の充実に努めます。 また、子育て支援コーディネーターを配置して、総合的な相談対応や情報提供を充実します。	いきいき町民課		
	指標		現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)
	総合相談窓口での相談件数		—	30 件
(2) 子育て情報提供の推進	町広報やホームページを通じた子育てに関する地域情報の提供に努めます。また、子育て支援マップや子育てガイドブック等の発行、改訂による最新情報の提供を進めます。	いきいき町民課		
(3) 児童館における相談事業の充実	児童館において、保護者が気軽に相談できる体制づくりを進めるとともに、「子育てサロン」の充実に努めます。	児童館		
	指標		現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)
	子育て相談件数		10 件	25 件



3. 子どもの権利尊重の促進

事業	内容	担当課等
(1) 学校・家庭・地域の連携強化	児童・生徒が抱える問題に対し、総合的な視点から対処できるよう、小学校・中学校、さわやか相談員、民生・児童委員、母子愛育会、育児グループ等の地区組織など、地域全体としての連携強化を図ります。	教育委員会
(2) 相談員等による相談事業の充実	<教育相談の充実> いじめや非行、不登校等の問題について、児童生徒や保護者にきめ細やかな支援・指導ができるよう、関係機関との連携を図り、さわやか相談員等による相談や教育相談を充実します。	教育委員会
	<多様な相談機会の充実> 面接、電話相談、Eメール等による相談など、多様な相談機会の充実を図ります。	
(3) 児童の権利に関する意識の普及・啓発	町広報紙や、保育所・幼稚園・学校・児童館・公民館等を活用して、「児童憲章」や「子どもの権利に関する条約」の周知を図り、子どもの視点に立った子育て意識の普及・啓発を図ります。	いきいき町民課

4. 児童虐待防止対策の推進

事業	内容	担当課等
(1) 子どもの虐待防止対策の推進	<虐待防止に関する啓発の推進> 広報紙をはじめ、あらゆる情報提供機能を活用して、子どもへの不適切な関わりについての認識を普及し意識の共有を図るとともに、子育てのストレスに悩む母親が相談できる場についても周知し、虐待への発展防止を図ります。 また、相談にたずさわる職員等への研修を実施し、資質の向上に努めます。	いきいき町民課
	<児童虐待防止ネットワークの推進> 要保護児童対策地域協議会を中心に、地域住民、民生・児童委員、保育所、幼稚園、小・中学校等からの情報収集と、医師、関係機関の連絡調整を行い、地域ぐるみによる子どもの虐待防止に努めます。	

第2章 母子の健康の維持及び増進

【現状と課題】

妊娠の届出により、母子健康手帳を交付し、妊娠から出産まで母子ともに健康で快適に過ごせるよう、各種母子保健サービスに関する情報提供と、妊婦健康診査の受診勧奨を行っています。また、妊婦健康診査受診票から妊婦の健康状態を把握し、必要に応じて訪問指導等を実施しています。妊娠の届出が遅れ、健康診査を受けずに出産する妊婦をできるだけ減らすよう、健康診査の必要性について周知をしていく必要があります。

マタニティスクールは年に3回実施し、妊娠・出産・育児に関する情報提供や仲間づくりの場を支援し、妊婦の不安解消に努めています。今後は、親になるための準備に向けて、妊婦の配偶者の参加についても促していく必要があります。

子どもを産みたい人への支援としては、不妊治療に関する情報提供を行い、「横瀬町マイ・エンゼル支援事業」では、県が実施する不妊治療の医療費助成に加え、町でも上乘せの医療費助成を実施しています。

乳幼児健康診査では、子どもの発育発達や疾病の早期発見・療育のための支援に加えて、育児不安や虐待予防に着目した支援を実施しています。また、新生児の家庭を対象に、保健師等による全戸訪問を実施しています。

ここ数年、1歳6か月児・3歳児健康診査で、う歯を保有する幼児の増加が目立っていることから、今後はむし歯予防の取り組みを強化していく必要があります。

子どもの食育に関しては、乳幼児健康診査や、乳幼児健康相談時に栄養士等による離乳食相談を実施するとともに、食生活改善推進員協議会と協力して親子料理教室を開催するなど、子どもの頃から健康的な食生活習慣の形成を図っています。

予防接種に関しては、接種率の向上を図るとともに、集団接種と個別接種の併用体制を推進するなど、安全性と利便性の向上に努めています。

乳幼児健診等で発見された言葉や運動発達の遅れ等がある幼児に関しては、保健師、福祉担当、保育士、幼稚園教諭などの関係機関と連携を図りながら、発達を促すための「すきっぷ教室」を実施しているほか、秩父郡市合同開催の療育事業として「はぐくみ相談」を実施しています。しかし、秩父地域において療育を支援する関係機関の整備が課題となっています。

なお、集団の中での保育が望ましい子どもに対しては、保育所・幼稚園と連携して、子どもの発達段階に応じた保育・教育の機会提供に努めており、今後も、個々の児童に応じ、より質の高い生活を確保していくことができるよう、乳幼児健診から保育・教育に至る支援を充実していく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 妊婦等に対する保健・医療の充実

事業	内容			担当課等
(1) 母子健康手帳の交付	妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、妊娠から出産まで母子ともに健康で快適に過ごせるよう、母子保健サービスに関する情報提供を行います。			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	母子健康手帳交付数	70 件	60 件	
(2) マタニティスクールの開催	妊娠・出産・育児に関する情報提供や仲間づくりの支援を行い、妊婦の不安解消に努めます。また、妊婦の配偶者の参加を促していきます。			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	参加者実人数	29 人	36 人	
(3) 妊婦健診・妊婦に対する相談支援・訪問指導の実施	安全で安心できる妊娠期間を過ごし、母子ともに健やかな出産を迎えることができるよう、早期に妊娠の届出をし、妊婦健康診査を必要回数受診するよう周知の徹底に努めます。また、ハイリスク妊婦には妊娠中からの相談支援・訪問指導の充実を図ります。			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	妊婦健診受診者延人数	354 人	900 人	
	相談支援者数	4 人	10 人	
(4) 子どもを産みたい人への支援	不妊治療等に関する情報提供の充実を図るとともに、不妊治療を受けている人に医療費の一部を助成する「横瀬町マイ・エンゼル支援事業」を実施し、子どもを産みたい人への支援に努めます。			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	助成金交付件数	4 人	5 人	



2. 乳幼児の成長発達支援と食育の推進

事業	内容			担当課等
(1) 訪問指導の充実	<p>新生児とその保護者を対象に、保健師等が全戸訪問による保健指導を行います。また、継続支援が必要なケースや乳幼児健診未受診の家庭には、個々に対応した相談・支援ができるよう訪問指導の充実を図ります。</p>			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	延訪問件数	95 件	110 件	
(2) 乳幼児健康診査及び健康教育の充実	<p>乳幼児の心身の健全な発育を促し、安心して子育てができるよう、健康診査の実施体制を充実し、疾病の早期発見に努めます。また、幼児の歯の健康を守るため、健康教育等の実施に努めます。</p>			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	1歳6か月児健診受診率	92.0%	96.0%	
	3歳児健診受診率	91.0%	95.0%	
3歳児1人平均う歯数	2.56 本 (平成 19 年度)	1.0 本		
(3) 乳幼児相談の充実	<p>乳幼児の発育や発達に関する相談や、育児の悩みを解消するための相談及び支援に努めます。また、栄養士等による離乳食の意義と離乳食の調理法などを学習する離乳食相談を実施します。</p>			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	延参加者数	460 人	400 人	
(4) 予防接種の充実	<p>予防接種に関する適切な情報の提供や、定期の予防接種を補助し、接種率の向上を図ります。また、個別接種の体制を整備し、安全性の確保と利便性の向上に努めます。</p>			健康づくり課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	風しん麻しん接種率	96.0%	98.0%	
(5) 親子に対する食育の推進	<p>食生活改善推進員協議会等と協力し、子どもの頃から健康的な食生活習慣を身につけられるよう親子料理教室等を開催します。また、寺坂棚田を活用し、親子での米づくりから収穫体験、ふるさと料理を協働でつくるなど、食育を推進します。</p>			健康づくり課 ／振興課／教育委員会

3. 療育体制の整備

事業	内容	担当課等						
(1) 療育体制の充実	<p><すきっぷ教室></p> <p>乳幼児健診で発見された言葉の遅れ等がある幼児を対象とした「すきっぷ教室」を充実し、早期の療育支援に努めます。また、保育所、幼稚園や秩父障がい者総合支援センターフレンドリー等と連携することで充実した継続支援に努めます。</p>	健康づくり課						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (平成 20 年度)</th> <th>目標値 (平成 26 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者実人数</td> <td>7 人</td> <td>10 人</td> </tr> </tbody> </table>		指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	参加者実人数	7 人	10 人
	指標		現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)				
	参加者実人数		7 人	10 人				
	<p><はぐくみ相談></p> <p>発達の遅れや心身に障がいの疑いのある乳幼児と保護者を対象に、秩父郡市共同の相談・訓練事業として実施している「はぐくみ相談」の周知と、事業の充実を図ります。</p>							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (平成 20 年度)</th> <th>目標値 (平成 26 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参加者実人数</td> <td>4 人</td> <td>8 人</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	参加者実人数	4 人	8 人		
指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)						
参加者実人数	4 人	8 人						
参加者実人数	4 人	8 人						
(2) 保育所・幼稚園と療育機関等との連携強化	<p>集団の中での保育が望ましい子どもに対しては、保育所・幼稚園と連携して、子どもの発達段階に応じた保育・教育の機会を提供します。</p> <p>また、療育に従事する保健師・保育士等の資質の向上に努め、研修会等を開催します。</p>	いきいき町民課／健康づくり課						

4. 小児医療の充実

事業	内容	担当課等
(1) 小児医療の充実	<p>子どもの急病や事故等の緊急時に備え、小児救急医療や小児救急電話相談等についての情報を周知し、小児救急医療の維持向上に努めます。</p> <p>また、秩父地域に不足している療育医療機関の整備について、関係機関等と連携して整備します。</p>	健康づくり課



第3章 子どもの居場所・各種体験活動の充実

【現状と課題】

町では、子ども会、スポーツ少年団へ補助金を交付し、子どもたちの体験機会の充実を図るとともに、指導者の育成や交流活動の支援を行っています。

子どもたちの体験活動としては、各学校や子ども会などの団体が行う活動をはじめ、児童館や公民館での小さな子どもと保護者を対象とした交流事業や、季節の行事や工作教室、スポーツ教室、図書館、児童館でのおはなし会などが実施されています。

スポーツ活動は、小学生親子水泳教室やジュニア軽スポーツ教室等の各種事業があり、スポーツ少年団では、各種講習会の開催により指導者の育成を図っています。

そのほか、地域の清掃活動など親子で参加できるボランティア活動の機会と情報の提供を行っています。

小・中学校では、総合的な学習の時間や学校行事（社会体験学習）において、保育所での保育体験や児童館での子どもの遊び相手、福祉施設でのお手伝いなどのボランティア活動に取り組んでいます。また、地域の方が学校応援団を組織し、学校教育・安全安心・環境美化支援ボランティアとして、各学校で活躍しています。

子どもたちの居場所、活動の場としては、児童館や学校施設のほか、放課後子ども教室、コミュニティ広場などがあり、児童館では、幼児から高校生まで、子どもたちが安全で安心して遊べる居場所を提供しています。小学校のグラウンドや小中学校体育館ではスポーツ少年団が活動しています。

子どもの体験活動の場として農地の活用も進めており、小中学校での農業体験の推進や民間団体運営による寺坂棚田学校、野の文化学習会、こだわりのお茶づくりなどの交流活動が行われており、今後も農地の保全とともに推進していく必要があります。

また、子どもたちへ地域の伝統文化を伝承するため、小学校で町の高齢者等による伝統的な「昔の遊び」の学習に取り組んでいるほか、町の各地区における伝統文化活動への支援と世代間交流を進めています。

さらに、中学生を対象に、中学生がジュニアリーダーとなり子ども会活動で小学生と交流しあう体験や、保育所などでの保育体験、町内事業所での職業体験を充実し、将来親となっていく次代の育成を図っています。



【施策・事業の展開】

1. 多様な体験活動の充実

事業	内容			担当課等
(1) 子ども会など、育成組織による体験機会の促進	子ども会やスポーツ・文化活動団体など、地域の育成組織を通じた体験機会や、町の自然を生かした体験活動の充実を図るとともに、指導者の育成や情報交換等を促進します。			教育委員会
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	スポーツ少年団加入者率	28.0%	31.0%	
(2) 児童館・公民館における活動の充実	<p><子ども向け事業の充実></p> <p>幼児や小・中学生を対象とした季節の行事や工作教室、スポーツ教室等の体験活動を充実し、異年齢児との交流を推進します。</p>			児童館
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	児童館体験活動等事業数	81	90	
	<p><ママとよい子のリトルラビット></p> <p>2～3歳児とその保護者を対象に、年中行事など、子ども同士、親同士の交流を深める事業を行います。</p>			公民館
	指標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	リトルラビット事業の参加数	14 組	17 組	
(3) 図書館における学習活動の促進	ブックスタートやおはなしの会など、図書館における事業を充実し、多様な学習活動の提供に努めます。			図書館
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	児童図書の貸出冊数	11,950 冊	13,000 冊	
(4) スポーツ・レクリエーション活動の促進	水泳教室や軽スポーツ等の各種教室を開催するとともに、スポーツ指導者の育成を行い、幅広い活動の展開を図ります。			教育委員会
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	青少年向けスポーツ教室参加者数	74 人	150 人	
(5) 家族ぐるみのボランティア活動の促進	保護者が子どもと一緒に地域のボランティア活動に参加できるような機会の提供と情報提供に努め、親子での参加を促します。			教育委員会

2. 子どもの遊び場・居場所の確保

事業	内容			担当課等
(1) 児童館の充実	遊びや体験活動を通しての仲間づくり、異年齢・世代間交流の場として幼児から高校生までを対象に児童館事業を充実します。			児童館
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	児童館利用者数	15,152 人	15,900 人	
(2) 学童保育室の充実	放課後、留守家庭となる児童が安心して生活できる場所として、学童保育室の充実を図ります。			児童館
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	学童保育室延利用者数	6,165 人	6,240 人	
(3) 学校施設の活用推進	身近な遊び場、スポーツ活動の場として、小学校グラウンドや小・中学校体育館などの学校施設の開放を推進します。			教育委員会
(4) 子どもの居場所事業	放課後子ども教室、コミュニティ広場など、安心して安全な子どもの日常の居場所の確保を図ります。			いきいき町民課／教育委員会
(5) 農地の多面的活用の推進	農地の保全を図るとともに、子どもたちが自然の営みにふれ、農業体験や学習・交流を行う場としての活用を進めます。			振興課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	農業体験都市交流事業参加者数	220 人	250 人	



3. 地域文化の伝承と人材の育成・確保

事業	内容			担当課等
(1) 子ども文化伝承事業	<遊び文化の継承・発展> 学校施設等を利用して、子どもたちを対象に町の高齢者等による伝統的な遊びの伝承を図ります。			教育委員会
	<伝統文化活動への支援> 町の各地区における伝統文化活動への支援を行うとともに、子どもたちの積極的な参加を促し、伝統文化の継承と世代間交流を進めます。			教育委員会
(2) 人材の育成・確保	<学校応援団活動の充実> 高齢者、社会人を含め、学校において子どもたちの多様な体験活動を支援する幅広い人材の育成・確保に努めます。			教育委員会
		指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)
		学校応援団ボランティア人数	113 人	200 人
	<ボランティアの確保> 図書館の読み聞かせや公民館等における子ども向け事業を補助するボランティアの募集・登録を促進し、協力者の確保に努めます。			いきいき町民課／社会福祉協議会

4. 次代の親の育成

事業	内容			担当課等
(1) 「子どもがコーチ」事業の推進	子ども会活動において中学生がジュニアリーダーとなり、スポーツ活動や音楽・絵画等を小さな子どもたちに教え、ふれあう機会の拡充に努めます。			教育委員会
(2) 保育体験の充実	保育所等において、中学生が乳幼児の保育を手伝ったり、一緒に遊ぶことを通じて、小さな子どもとふれあい、子育てを体験する機会を充実します。			教育委員会
(3) 職業体験の充実	中学生の町内事業所での職業体験を充実するとともに、町内の様々な団体・事業所と連携を深めて、教育機会の充実に努めます。			教育委員会

第4章 健やかな成長を支える教育環境の整備

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、家庭の教育力の低下が指摘されるなど、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。平成18年の改正教育基本法では、子どもの教育に関する保護者の責任や家庭教育の重要性が明記されていますが、町でも家庭教育への支援を充実していく必要があります。

幼児教育に関しては、町には私立幼稚園が1園あり、通常の保育時間の終了後に、家庭での昼間の保育が困難な家庭の児童について預かり保育を実施しています。

小学校は横瀬小学校、中学校は横瀬中学校の各1校が設置されており、指導専門員の配置による学習指導體制の強化を図るとともに、地域の特色を生かした教育の推進や、保護者や住民からなる学校応援団の協力を得て地域活動の充実に取り組んでいます。また、環境教育や、保育所等での保育体験、高齢者施設等でのボランティア活動体験などの福祉教育を推進しています。

障がいや発達の違いがある児童・生徒に対しては、個々の状況に応じた特別支援教育や通級指導教室の充実に努めています。また、児童・生徒及び保護者を対象とした障がいについての相談や関係機関との連携調整を行う人材を育成するため、特別支援教育コーディネーター研修会を推進しています。

児童・生徒が学校生活を健康に過ごすことができるよう、健康管理意識の向上を図るとともに、思春期保健として、各学年に応じた性教育指導を行っています。そのほか、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう各学校で食育の啓発に取り組んでいます。

不登校等の子どもに対しては、必要に応じて適応指導教室を開設し、専門の指導主事等による個別指導を行っています。保護者も含めて教育相談や適応指導等の適切な支援を行い、学校生活への復帰を支援していく必要があります。

学校施設に関しては、計画的な整備・改善を進めており、横瀬小学校体育館は、平成18年2月に横瀬町スポーツ交流館として完成し、小学校の行事等のほか、一般市民にも開放しています。学校の余裕教室については、少人数指導教室として活用しています。

また、学校評議員を設置し、家庭や地域と連携を図りながら教育活動・環境の充実に努めており、今後はさらに、地域住民による学校支援員の配置も検討しながら、開かれたよりよい学校づくりを推進していく必要があります。

青少年の健全育成として、小・中学生を対象とした体験学習、小学生全員を対象とした放課後子ども教室のほか、青少年団体育成支援事業を実施しています。子どもを取り巻く環境が複雑さを増している中、薬物乱用防止や有害環境対策に向けた取り組みを充実していく必要があります。

【施策・事業の展開】

1. 家庭教育への支援の充実

事業	内容			担当課等
(1) 家庭教育の支援	保護者の教育を推進し、乳幼児期から青少年期までの成長発達段階に応じた家庭教育への支援を充実します。			教育委員会／ 児童館
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	家庭教育支援事業参加者数	255 人	500 人	
(2) 保護者の学習指導者の育成	家庭教育への支援を行うため、保護者の学習指導者の育成を支援します。			教育委員会
(3) 広域的な家庭教育の充実	関係機関と連携しながら、広域的な取り組みによる家庭教育への支援を充実します。			教育委員会

2. 幼児教育の充実

事業	内容			担当課等
(1) 特色ある幼児教育の推進	幼児教育の中で季節ごとの行事や、地域文化の理解につながる教育等を推進します。			教育委員会
(2) 幼稚園における預かり保育の推進	関係機関と連携し、幼稚園における預かり保育の充実を図ります。			教育委員会／ 幼稚園
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	預かり保育の利用率	30.0%	80.0%	
(3) 私立幼稚園就園奨励費補助事業	幼稚園教育の普及充実と保護者の経済的な負担を軽減するため、保育料の一部を継続して助成します。			教育委員会



3. 学校教育の充実と児童・生徒の健康づくり

事業	内容			担当課等
(1) 地域教育の充実	地域住民による学校応援団と協力し、総合的な学習の時間等における地域活動の充実に取り組みます。			教育委員会
(2) 指導専門員等の配置	基礎・基本の着実な定着と確かな学力の育成に向けて、指導主事及び教育指導員を引き続き配置し、教育の振興と学習指導体制の強化・充実に努めます。			教育委員会
(3) 環境教育の充実	環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識や態度を身につけるため、資源回収活動、リサイクル活動などを通じて環境教育を進めます。			教育委員会
(4) 福祉教育の充実	特別支援学校や保育所児童、高齢者との交流や、介護老人施設でのボランティア活動や体験活動の機会を充実し、福祉教育を進めます。			教育委員会
(5) 障がい児教育の充実	障がいや発達の違いがある児童・生徒の個々の状況に対応できるよう、特別支援教育の充実に努めます。 また、障がいのある児童生徒に関する相談や、関係機関との調整を行う特別支援教育コーディネーターの研修を推進します。			教育委員会
(6) 健康管理意識の普及	児童自ら健康の自己管理ができるよう、定期健康診査を通して健康管理意識の普及に努めます。			教育委員会
(7) 思春期保健対策の推進	保健体育の授業を通じて性教育指導の推進を図るとともに、子どもの心身の成長や変化への理解と接し方について保護者に啓発していきます。			教育委員会
(8) 学校における食育の推進	各学校で作成している食育の指導に関する全体計画を基に、児童生徒の正しい食習慣の形成に向けて食育を推進します。			教育委員会
		現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	朝食欠食率(小学生)	0.0%	0.0%	
	朝食欠食率(中学生)	4.0%	1.0%未満	
(9) 不登校・ひきこもり対策の推進	不登校等の子どもに対し、適応指導教室で専門の指導主事等による個別指導を行うとともに、予防対策の方策等を検討します。			教育委員会

4. よりよい学校環境に向けた整備

事業	内容			担当課等
(1) 施設の整備促進	児童生徒の学校生活における安全性を確保し、良好な環境の下で学習できるよう、学校施設の整備・改善を進めます。			教育委員会
	指標	現状 (平成 21 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	校舎の耐震化(未改修)	小学校 1 棟 中学校 3 棟	0 棟	
	校庭の芝生化	0 校	1 校	
(2) 余裕教室の活用	児童生徒の多様な学習活動の展開を図るため、少人数指導教室の実施等、余裕教室の活用を進めます。			教育委員会
(3) 家庭や地域との連携	学校評議員制度を活用し、家庭や地域と連携を図りながら、教育活動・環境の充実に努め、開かれた学校づくりを推進します。			教育委員会

5. 青少年の健全育成

事業	内容			担当課等
(1) 子ども体験学習事業	小・中学生を対象に、参加体験型の学習講座を実施します。			教育委員会/ 公民館
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	学習講座の開催数	4 回	8 回	
(2) 放課後子ども教室事業	横瀬小学校において、すべての児童を対象に、様々な体験活動等を行う放課後子ども教室を実施します。			教育委員会
(3) 青少年団体育成支援事業	青少年育成横瀬町町民会議、子ども会、小中学校 PTA 等、青少年の健全育成を担う団体の活動を支援します。			教育委員会/ いきいき町民課
(4) 有害環境対策の推進	有害図書、薬物乱用、携帯電話の有害サイトなど、子どもを取り巻く有害環境に対して、小中学校を中心に指導を充実するとともに、保護者や地域を含めた対策を推進します。			教育員委員会

第5章 仕事と子育ての両立と子育て家庭への支援

【現状と課題】

町では、仕事と子育ての両立に向け、関係機関・町内事業所と連携・協力して、介護・育児休業制度の周知と利用の促進を図っています。また、平成19年に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」が制定されましたが、同憲章の実現に向けて啓発を推進していく必要があります。

家庭や地域社会における男女共同参画についても、横瀬町男女共同参画推進団体ネットワークを通じての啓発や講演会等を開催しているほか、町内の事業所に対し、女性の地位向上や男性の子育て参加意識の啓発等について協力を要請しています。

子育て後の就労や再就職を希望する人たちに対しては、ハローワークによる求人情報の提供や雇用相談、広報等による職業訓練講座や教室の開催情報の提供に努めています。

保育サービスに関して、町には町立の保育所が1か所あり、保護者が病気などの際の一時預かり事業も実施しています。保育所では0歳児から2歳児の低年齢児の受け入れも行ってはいますが、保育所への入所幼児数は定員未満となっています。一方で、一時預かりの利用は年々増加しています。また、障がいのある児童の受け入れを行い、担当保育士を配置して、保育内容の充実を図っています。

平成18年10月から保育・教育を一体的に捉えた施設として認定こども園の制度が施行され、幼保一元化に向けた取り組みが進められていますが、町では、預かり保育を実施している私立幼稚園との連携と情報交換に努めています。

延長保育や休日保育については未実施ですが、住民ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて実施体制を検討していく必要があります。

小学生児童の放課後における居場所として、放課後子ども教室や学童保育室を実施しています。学童保育室は、平成19年度から午後6時30分まで延長して実施し、現在の定員は30人ですが、今後も学童保育利用のニーズに応じて定員拡充を図っていく必要があります。

増加傾向にあるひとり親家庭に対しては、経済的支援をはじめ、就業や生活支援など自立に向けた情報提供や相談支援に努めています。

また、子育てに関する経済的支援として、児童手当（平成22年度より「子ども手当」に制度変更）、児童扶養手当、特別児童扶養手当制度の周知と適正な運用に努めているほか、平成20年1月診療分より乳幼児医療費をこども医療費として小学校6年生までの児童にまで拡大して実施し、保育料の軽減、就園や就学に関する援助、チャイルドシート購入費への補助などを実施しています。

【施策・事業の展開】

1. 男女共同子育て促進

事業	内容			担当課等
(1) 育児休業制度等の周知と取得促進	関係機関・町内事業所と連携・協力して、育児・介護休業制度について周知を図っていくとともに、利用取得の促進を図ります。			振興課
(2) 男女共同参画の推進	<p>公民館事業や広報活動により、家庭や地域社会における男女共同参画意識の浸透及び性別役割分担意識の変革のための啓発事業を促進します。</p> <p>また、町内の事業所に対し、女性の地位向上や男性の子育て参加意識の啓発等について協力を要請していきます。</p>			総務課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	講習会・研修会の参加者数	54 人	100 人	
(3) ワーク・ライフ・バランスの啓発	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」に掲げる趣旨の実現に向けて、広報活動を推進します。			いきいき町民課／振興課
(4) 再就職・再雇用の促進	関係機関と連携し、企業への働きかけや就業したい人の情報提供などを行い、雇用の確保・安定化に努めます。			振興課

2. 多様な保育サービスの充実

事業	内容			担当課等
(1) 通常保育事業	保護者の就労または疾病等の理由により、家庭での保育が困難な児童について、保育所での保育を行います。			保育所
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	入所児童数	81 人	89 人	
(2) 一時保育の実施	保護者の疾病や冠婚葬祭等の理由により、児童の保育が困難になったときの一時預かり保育の充実に努めます。			保育所

(3) 障がい 児保育の推進	集団保育が可能な障がいのある児童を受け入れ、担当保育士による保育を行います。また、療育機関等との連携強化及び保育従事者の療育関連の専門的知識の向上に努めます。	保育所
(4) 私立幼 稚園との連携	町内で預かり保育を実施している私立幼稚園と連携を図り、情報交換に努めるとともに、具体的な協力内容等について検討します。	保育所
(5) 延長保 育の推進	利用者のニーズと保育所における実施体制等をふまえながら、保育時間の延長に努めます。	保育所
(6) 病児・ 病後児保育等 の検討	病児・病後児保育の実施等について、利用者のニーズの動向をふまえ、広域的に実施体制の検討を進めます。	保育所

3. 学童保育の推進

事 業	内 容			担当課等
(1) 受け入 れ定員の拡充	子どもたちが放課後に安心して過ごせる居場所として学童保育を充実し、学童保育利用のニーズ把握と、場所等の問題を検討しながら、学童保育室の定員拡充について検討します。			児童館
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	学童保育の利用者数	31 人	30 人	
	※平成 26 年度目標値の減少は、児童数の減少による。			
(2) 保育時 間の延長	学童保育室の時間延長について、利用者のニーズに応じて検討します。			児童館
(3) 事業内 容の充実	より充実した保育内容を提供できるよう、児童指導員の資質の向上を図り、さらなる充実に努めます。			児童館
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	職員研修会の開催数	2 回	4 回	

4. 子育て家庭への経済的支援等の充実

事業	内容	担当課等		
(1) 子ども手当、児童扶養手当等、各種制度の普及	出産祝い金、子ども手当（平成22年度より実施）、児童扶養手当、特別児童扶養手当制度の普及を図るため、十分な情報提供を進めるほか、制度の適正な運用を徹底します。	いきいき町民課		
(2) ひとり親家庭の自立支援対策の推進	ひとり親家庭に対して、児童扶養手当や、ひとり親家庭医療費支給制度等の経済的支援から就職支援・保育環境支援など、自立支援へとつながる総合的な対策に努めます。	いきいき町民課		
(3) こども医療費支給制度の充実	保護者の負担を軽減し、子どもが必要とする医療を安心して受けることができるよう、医療費の自己負担分を支給し、児童保健の向上と福祉増進を図ります。	いきいき町民課		
	指標		現状 (平成21年度)	目標値 (平成26年度)
	こども医療費受給対象者数		947人	1,230人
(4) 就園援助	保護者等の負担軽減を図り、幼稚園就園奨励費補助制度の充実に努めます。	教育委員会		
(5) 就学援助	経済的な理由で就学が困難な子どもに対し、就学に必要な費用を継続して支給します。	教育委員会		
(6) 保育料の軽減	多子世帯に対する認可保育所保育料の軽減により、子育て家庭への経済的支援の充実に努めます。	保育所		



第6章 安心して子育てができる生活環境の確保

【現状と課題】

町では、良好な居住環境の整備に向けた町道の整備や優良な宅地開発を促進するとともに、公共施設等のバリアフリー化を推進していますが、さらなる充実が求められています。公営住宅事業に関しては、現町営住宅の老朽化が進んでいることから、新たな整備等が課題となっています。

公共施設においては、乳幼児連れでも利用しやすく、子どもに安全な環境整備を一層進めていくとともに、緑あふれる居住環境の維持・形成と、行政と町民が一体となった美しいまちづくりを推進する必要があります。

防犯対策に関しては、平成19年に横瀬町安全で安心なまちづくり推進条例を制定し、行政、町民、関係機関の協力による防犯活動の推進を図っています。犯罪の防止を図るための防犯パトロールや、道路や広場等への防犯灯の設置についても推進しています。

また、子どもを交通事故から守るため、学校PTA等の協力により作成された安全マップを活用し、町内の道路、危険箇所の周知と指導に努めています。そのほか、保育所・幼稚園、小・中学校等の近隣への「子ども110番の家」の設置、児童・生徒を対象とした交通安全教育、通学路における安全指導と通学路の安全点検、交通安全運動期間における交通安全キャンペーンなどを実施しています。

防災対策としては、保育所・幼稚園、児童館、小・中学校等における定期的な避難訓練の実施と、作文、習字、ポスター作成等により、防災意識の向上を図っています。今後も、地域防災計画に基づく災害防止対策を推進するとともに、全地域での自主防災組織の早期設置を促進していく必要があります。



【施策・事業の展開】

1. 子育てしやすい環境整備

事業	内容			担当課等
(1) 道路の整備	子どもや親子連れが安全に歩行できるよう、国県道の自歩道整備を促進するとともに、町道の交通障害箇所の解消や学校周辺等への歩道整備を進めます。			建設課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	町道歩道整備済延長	5.1km	6.0km	
(2) 安心して住める住宅の普及促進	横瀬町耐震化促進計画に基づき、建築物の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修に対する補助事業を創設します。また、住宅リフォーム補助事業を創設し、住環境の改善を促進します。			建設課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	耐震診断・改修補助件数	—	75 件	
	住宅リフォーム補助件数	—	100 件	
(3) 宅地開発の促進	横瀬町開発行為に関する指導要綱に基づき、開発者への適切な指導を実施し、優良な宅地開発を促進します。			建設課
(4) 公営住宅の整備促進	地域住宅計画に基づき、子育て支援型も含め、周辺環境と調和した優良な町営住宅の整備を検討します。			建設課
(5) 公園の充実	親子が安心して利用できるようウォーターパーク・シラヤマを充実し、利用者の増加を図ります。			建設課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	年間利用者数	3,600 人	5,400 人	
(6) その他の公共施設の充実	児童がより安全に、安心して利用できるよう町民会館等の公共施設について、点検・整備の充実を図ります。			いきいき町民課／振興課／総務課／教育委員会

(7) 子どもまちづくりプラン事業	小学生と町長の対談など、子どもたちの発言や意見、要望をまちづくりに反映していくための「子ども懇談会」を開催し、子どものアイデアを生かしたまちづくりを進めます。			まち経営課
	指標	現状 (平成 20 年度)	目標値 (平成 26 年度)	
	要望・提案等の事業への反映 件数	3 件	5 件	

2. 防犯・交通安全対策の推進

事 業	内 容	担当課等		
(1) 防犯対策の充実	秩父警察署と町内の2つの駐在所にきめ細かな巡回を要請するほか、連絡体制の整備、コミュニティレベルでの安全パトロールの実施、小・中学生の防犯ベルの携帯や「子ども 110 番の家」の設置促進など、関係機関と連携し防犯活動を強化します。		総務課	
	指標	現状 (平成 20 年度)		目標値 (平成 26 年度)
	自主防犯組織の設置数	18 か所		23 か所
(2) 防犯灯の設置	犯罪の防止と、犯罪が起きにくい環境をつくるため、道路や広場等への防犯灯の設置と維持修繕を推進します。		総務課	
	指標	現状 (平成 21 年度)		目標値 (平成 26 年度)
	防犯灯の設置基数	791 基		800 基
(3) 防災対策の充実	地域防災計画に基づく予防対策を推進するとともに、保育所・幼稚園、児童館、小・中学校等における定期的な避難訓練の実施と、作文、習字、ポスター作成等により、防災意識の向上を図ります。		総務課	
	指標	現状 (平成 21 年度)		目標値 (平成 26 年度)
	自主防災組織の設置率	51.3%		100.0%
(4) 安全マップの活用と指導の徹底	子どもを交通事故から守るため、町内の道路、危険箇所を紹介する安全マップを活用し、安全指導の徹底を図ります。		教育委員会	

(5) 交通安全の推進	<交通安全教育の推進> 児童・生徒を対象に交通安全教室を実施し、子ども会等の行事を通じて交通安全教育を推進します。		総務課／教育委員会
	<立哨指導の充実> 交通事故の未然防止のため、通学路における安全指導を積極的に行います。		
	<通学路の整備> 児童・生徒の通学の安全を確保するため、スクールゾーンの拡大、歩道の整備をはじめ、ガードレールや道路反射鏡等の設置促進に努めます。		
	<チャイルドシート購入助成> チャイルドシート購入に際しての助成行い、チャイルドシートの積極的な利用を促すとともに、正しい利用方法についての周知を図ります。		
	指標	現状 (平成 20 年度)	
助成金交付件数	17 件	25 件	



第7章 目標事業量の設定

国の行動計画策定の指針に基づき、保育サービスや子育て支援サービスにかかる以下の事業について、後期行動計画の期間（平成22年度～平成26年度）において達成すべき目標数値を設定し、取り組みを進めます。

事業名		平成20年度 未現在	平成26年度 (目標値)
1.	通常保育事業	81人 1箇所	89人 1箇所
2.	特定保育事業	—	—
3.	延長保育事業	—	—
4.	夜間保育事業	—	—
5.	トワイライトステイ事業	—	—
6.	休日保育事業	—	—
7.	病児・病後児保育事業	—	1箇所
8.	放課後児童健全育成事業 (学童保育室)	31人 1箇所	30人 1箇所
9.	地域子育て支 援拠点事業	センター型	—
	子育てひろば型	1箇所	1箇所
	児童館型	—	—
10.	一時預かり事業	1箇所	1箇所
11.	子育て支援短期入所生活援助事業 (ショートステイ事業)	—	—
12.	ファミリー・サポート・センター事業	1箇所	1箇所

第8章 計画の推進

1. 計画の推進体制

次世代育成を支援するための施策は、多岐の分野にわたることから、子育てに関する町民や町職員の意識向上を図るとともに、関連する施策・事業の調整を行い、計画推進のための全庁的な取り組み体制を確立します。

2. 関係機関等との連携の強化

本計画の実施にあたっては、行政、家庭、学校、地域、企業のそれぞれが適切な役割と責任を果たすことができるよう連携強化を図りながら、地域に密着した取り組みを進めていきます。

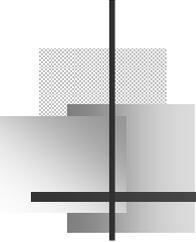
3. 計画の進行管理

本計画の推進にあたっては、各年度において計画の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の実施や計画の見直し等に反映させていきます。

また、本計画においては、後期行動計画の最終年度に向けた目標事業量を設定しており、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善検討）による効率的な行政運営を目指していきます。

なお、点検・把握した計画の実施状況については、町ホームページや広報等を活用し、広く町民に公表していきます。





資料編

1. 横瀬町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく横瀬町次世代育成支援対策地域行動計画（以下「計画」という。）の策定について、広く意見を求め、計画に反映させその推進に関して必要となるべき措置についての協議をするため、横瀬町次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に定める事項を所掌する。

- (1) 横瀬町次世代育成支援対策地域行動計画の策定に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策に係る調査研究に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、各種団体の役員、識見を有する者その他町長が必要と認める者20名以内の委員で組織する。

- 2 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 協議会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、いきいき町民課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

2. 横瀬町次世代育成支援対策地域協議会名簿

	氏名	所属等
1	若林 スミ子	横瀬町議会総務文教厚生常任委員長
2	黒澤 清治	横瀬町区長会 会長
3	亀田 叔子	横瀬小学校 校医 / 大越医院 院長
4	武井 保則	秩父福祉保健総合センター 福祉保健部長
5	町田 正一	横瀬町社会福祉協議会 事務局長
6	齊藤 増吉	横瀬町民生委員・児童委員協議会 会長
7	長妻 容子	横瀬町母子愛育会 会長
8	町田 和子	秩父ほうしょう幼稚園 園長
9	渡部 幸夫	横瀬小学校 校長
10	小川 潤一	三菱マテリアル(株) 副工場長
11	石黒 浩一	連合埼玉秩父地域協議会 代表
12	浅見 新一郎	横瀬町青少年相談員協議会 代表
13	新井 恵子	横瀬町青少年育成推進員 代表
14	武藤 量司	横瀬町教育委員会 次長
15	横田 博夫	横瀬町保育所 所長 / 横瀬児童館 館長
16	田端 啓二	横瀬町健康づくり課 課長
事務局	加藤 芳男	横瀬町いきいき町民課 課長
	大野 雅弘	横瀬町いきいき町民課 副課長
	坂本 美奈子	横瀬町いきいき町民課 主査

(敬称略・順不同)

3. 横瀬町次世代育成支援地域行動計画策定経過

年	月	協議会等	内容等	補
平 21	1月～2月		次世代育成支援に関するアンケート調査の実施	
	8月		目標事業量を県に報告	
	9月	第1回地域協議会	計画策定の趣旨・方向性	
	11月	第2回地域協議会	計画素案の提示・内容検討	
平 22	1月		パブリックコメントの実施	
	3月	第3回地域協議会	パブリックコメントの結果 計画案の検討・決定	

4. 横瀬町における主な子育て支援事業

(平成21年度)

名 称	支 給 対 象	支 給 内 容	担 当
児童手当※	小学校修了前の児童を監護している方	月額 第1子 5,000円 第2子 5,000円 第3子以降 10,000円 *3歳未満の児童は、一律 10,000円	いきいき町民課
児童扶養手当※	離婚、死亡などの理由で父親と生計を同じくしていないか、父親に一定の障がいがある場合18歳になるまでの児童を養育している方 *児童に障がいがある場合は20歳未満まで	(全部支給の場合) 月額 1人 41,720円 2人 46,720円 3人以上は1人につき3,000円加算	いきいき町民課
特別児童扶養手当※	精神又は身体に障がいのある20歳未満の児童を養育している方	1級(重度) 1人月額50,750円 2級(中度) 1人月額33,800円	いきいき町民課
こども医療費支給事業	小学校終了前の児童を養育している方	入院・通院の医療費自己負担部分の助成	いきいき町民課
ひとり親家庭等医療費支給事業※	母子・父子家庭の母、父及び18歳になるまでの児童 *児童に障がいがある場合は20歳未満まで	入院・通院の医療費自己負担部分の助成 ◎所得に応じ自己負担あり	いきいき町民課
出産育児一時金	国民健康保険加入者	42万円(産科医療補償制度未加入の医療機関の場合39万円)	健康づくり課
紙オムツ用ごみ袋支給事業	3歳到達月までの乳幼児及び重度心身障がい者	中型袋を月に5枚、年間60枚以内を年度ごとに支給。	いきいき町民課
チャイルドシート購入費補助	平成12年4月以降に生まれた子どもがいる購入者	購入費の1/2以内で、1万円を上限(1人につき1回補助)	総務課
マイ・エンゼル支援事業	不妊治療を行っている夫婦	自己負担に対して5割、5万円を限度	健康づくり課
就園奨励費補助金※	幼稚園に就園している児童を養育している方	年額 第1子 62,200円 第2子 179,000円 第3子以降 294,000円 ◎小学1～3年生に兄弟がいる場合は別額	教育委員会
出産祝い金	平成21年4月1日以降に生まれた子をお持ちの保護者	1子につき30,000円 支給条件あり	いきいき町民課

注)「※」については、所得により利用できない場合があります。

名 称	利 用 対 象 者	内 容	担 当
横瀬町保育所	保育に欠ける8か月～小学校就学までの児童	保護者の就労等により昼間保育ができない家庭の児童を保育します 定員制、所得により保育料が変わります	保 育 所
一時保育	保護者の入院、冠婚葬祭等の理由により一時的に保育ができない家庭の満1歳～就学前の児童	一時的に保育が必要な場合保育所にて預かります。保育サービスによって預かる期間が異なります 日額2,000円	保 育 所
横瀬児童館	小さい子を持つ親子。小学生。	季節の行事、自由遊び、ふれあい遊び、紙芝居、うた、体操等 午前の部 9:00～12:00 午後の部 13:00～15:00 (火・木・金のみ) 小学生以上13:00～17:00	児 童 館
地域子育て支援拠点事業	小さい子を持つ親子	あそびを通して親子の交流を深める 育児相談等	児 童 館
横瀬町学童保育室	昼間就労等により留守になる家庭の児童、保護者の病気等により保育ができない家庭の児童で小学校1～3年生	保育時間 平日：放課後～18:30 土曜日、夏休み等の学校休業日 8:00～18:30 定員制	児 童 館
子育て支援センター	子育て中の方及び子育て中の方を支援する団体	育児に関する相談、事業の実施	保 育 所
ファミリー・サポート・センター	生後6か月児～小学校6年生までの児童と保護者	・急用等で子どもを数時間預かってほしい時依頼できる ・事前登録が必要 ・利用料金負担あり	いきいき町民課
育児学級 赤ちゃんくらぶ	0歳児を持つ親子	赤ちゃん体操や遊びを通じて母親同士の交流	健康づくり課
子ども体験学習	小学生	夏休みを中心に工作教室や伝統文化に触れる講座を開催	町民会館
ママとよい子のリトルラビット	2～3歳児とその保護者	工作、お菓子作り、バス遠足など全20回（4月より実施）、定員制	町民会館
パパ・ママ応援ショップ事業	妊娠中の方から中学生をお持ちの家庭	埼玉県内の協賛店において各商店の特典が受けられる	埼玉県/いきいき町民課
子育て総合相談窓口	子育て中の方、家族等	子育てに関する相談	いきいき町民課
乳幼児健康相談	乳幼児とその保護者	身体測定・育児に関する相談 離乳食デモンストレーション	健康づくり課

5. 用語説明

あ 行	
一時預かり事業	保護者の疾病、冠婚葬祭、育児疲れ等により、一時的に保育が必要となった児童を保育所等で預かる事業。
エンゼルプラン	子育て支援に関する10年間の国の計画で、平成6年に当時の文部・厚生・労働・建設の4省が合意のもとに策定された。また平成11年には、新たに大蔵と自治を加えた6省の合意による「新エンゼルプラン」が策定された。
延長保育事業	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に保育を実施すること。
か 行	
学童保育室	保護者が仕事に従事したり、あるいは疾病にかかっているなどのため、放課後に留守家庭が常態となる児童を家庭の保護者に代わって保育することを目的とする施設。
学校評議員制度	地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるものとして学校評議員制度が導入され、平成12年4月から実施されている。
休日保育事業	保護者が日曜日や祝日等の休日の勤務などで保育に欠ける児童に対して保育を実施すること。
合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性がその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むとしたときの平均子ども数。人口を維持するためには、2.08前後（人口置換水準）が必要とされている。
コーホート変化率法	コーホートとは、同年（または同期間）に生まれた人々の集団のことをいい、「コーホート変化率法」とは、過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。
子育て支援短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）	保護者の疾病、出産、仕事、育児疲れなどにより家庭における養育が一時的に困難となった児童、及び夫等の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子等を児童福祉施設等において短期間（原則7日以内）養護・保護すること。
子どもの権利に関する条約	基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。日本は1994年4月22日に批准した。
さ 行	
次世代育成支援対策推進法	平成15年7月に国会で可決・成立した平成27年までの時限立法。次世代育成支援対策に関する基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主および国民の責務を明らかにするとともに、地方公共団体及び事業

	主は、国が策定する行動計画策定指針に即して、行動計画を策定することとしている。
児童館	児童福祉法に基づく児童厚生施設の1つで、児童の心身の健全な発達を目的として健全な遊びを助長するための拠点施設。子ども会や母親クラブなどの地域組織活動、留守家庭児童の保育、放課後児童健全育成事業など、子育て支援の場として幅広い活動をしている。
児童憲章	日本国憲法の精神に従い、1951年5月5日子どもの日を期して制定された児童の権利宣言。その実現のための社会の義務と責任をうたっており、日本における児童福祉の根本理念をなす。
児童福祉法	次代を担うすべての児童の健全な育成と福祉の積極的増進を目的とした総合的基本法。平成15年の改正により、地域における子育て支援事業が児童福祉法に位置づけられるとともに、すべての家庭に対する子育て支援が市町村の責務として明確に位置づけられた。
児童扶養手当	父母の離婚等により、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。
シルバー人材センター	健康で働く意欲のある高齢者に会員として参加していただき、就業を通して、地域の発展に寄与することを目的として運営されている公益的な団体。
た 行	
地域子育て支援センター	子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする拠点。
地域子育て支援拠点事業（ひろば型・センター型・児童館型）	常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る「ひろば型」、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施する「センター型」、民営の児童館内で一定時間、つどいの広場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取り組みを実施する「児童館型」からなる事業。
通常保育事業	保育所は、仕事や病気等のために家庭内の保育ができない場合に限り、保護者に代わって保育することを目的とした施設であり、通常保育とは、通常の開所時間内に保育を実施すること。
適応指導教室	市町村の教育委員会が、長期欠席をしている不登校の小・中学生を対象に、市町村の公的な施設のどこかに部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。

特定保育事業	保護者がパート労働、定期的な看護や介護のために週2～3日または午前か午後のみなど（月64時間以上）、児童を保育できず、かつ同居の親族等も保育ができないと認められる家庭の児童に対して保育を実施すること。
特別児童扶養手当	家庭で介護されている障害のある児童（20歳未満）の福祉の増進を図り、その生活に寄与することを目的として、児童の父母または養育者に対して支給される手当。
トワイライトステイ事業	保護者が仕事や通院等により帰宅が遅くなり、家庭における養育が困難となった場合に児童を夜間（午後5時～午後10時）に、児童福祉施設等で預かり生活指導や食事の提供等を行うこと。
な 行	
認可保育所	児童福祉法に基づき園庭や教室の面積、給食施設の面積などを設定を満たした保育所は、認可保育所として登録できる。認可保育所は、施設整備に対して一定の公的補助があり、低所得者に配慮して保護者の支払う保育料は年収比率で設定（公立も私立も同額）されている。
認定こども園	保育所及び幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。
は 行	
バリアフリー	建物や交通機関、住宅などを高齢者や障害者、子どもなどすべての人が利用しやすくなるよう、妨げとなる障壁（バリア）となるものを取り除く（フリー）こと。
ひきこもり	人間関係、特に拒否する対象との人間関係を忌避して不登校や出勤拒否を長期間続け、自宅・自室にこもって外出しない状態のこと。
病児・病後児保育事業	病気治療中やその回復期にあり、保育所等での集団生活が困難な児童または保護者の都合で看病が困難な児童を預かる事業。
ファミリー・サポート・センター事業	市町村が設立・運営する育児の相互援助活動を行う会員組織。援助を受けたい人と援助を提供できる人がセンターに会員登録し、その間をセンターが調整し、援助を提供する会員の自宅で児童を預かる事業。
保育士	保育所、乳児院、児童養護施設などの児童福祉施設において、児童の保育に従事する職員のこと。保育士の資格は、厚生労働大臣が指定する養成校・施設を卒業した人、もしくは都道府県が実施する保育士試験に合格した人に与えられる。
放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）	小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、政令で定める基準に従い、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して、適切な遊びと生活の場を与えてその健全育成を図る事業。

保健師	保健師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けた人のこと。家庭訪問や健康相談室等を中心とする地域保健事業や地区の保健管理、医療機関における保健指導などを行う。
母子健康手帳	妊娠中の母親の健康について、また生まれた子どもの乳幼児期から小学校に入学するまでの健康の記録となるもので、市町村に妊娠届を提出することにより交付される。
母子保健事業	妊産婦や乳幼児に対して疾病の予防や障害の早期発見、早期治療を目的に、市町村が行う各種健康診査や保健指導、相談等の事業。
ま 行	
マタニティスクール	妊娠・出産・育児について、不安をやわらげ、また父親にもできることを体験してもらうための教室。
民生・児童委員	民生委員は、社会福祉の増進を任務とし、地域住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握するとともに、要援助者への助言援助、社会福祉施設への連絡協力を行う無給の民間奉仕者。児童委員は、児童の生活環境の改善、保健、福祉など、児童福祉に関する援助を行う。児童福祉法により、厚生労働大臣により委嘱され民生委員がこれを兼ねる。
や 行	
夜間保育事業	夜間、保護者の就労等により児童の面倒をみられない場合に、保育所において夜間に保育する事業。
幼保一元化	幼稚園と保育所の施設や運営を一元化することで財政的に効率的な経営を行おうとすること。
予防接種	病気の予防のために、毒力を弱めた病原菌などを体内に入れて、その病気に対する抵抗力をつけさせること。予防接種法に基づく「勧奨接種」の対象となっている病気は、ジフテリア、破傷風、百日咳、ポリオ、麻疹（はしか）、風疹、日本脳炎、結核。希望者のみに接種する「任意接種」には、インフルエンザ、おたふくかぜ、水痘、B型肝炎などがある。
わ 行	
ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階にに応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

よこぜ 地域子ども育成プラン

～人と自然と文化が織りなす、“よこぜ”は子どもの未来を拓く～

平成 22 年 3 月

発行 ■ 横瀬町

編集 ■ 横瀬町 いきいき町民課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545

TEL 0494-25-0111 (代表)
